

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

第三次川越市教育振興基本計画

令和3年度～令和7年度
(2021年度～2025年度)

川越市教育委員会



川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- Ⅰ 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- Ⅰ 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- Ⅰ きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- Ⅰ 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- Ⅰ 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

市の花 山吹(やまぶき)



市の木 かし



市の鳥 雁(かり)



第三次川越市教育振興基本計画

は　じ　め　に

教育委員会では、平成 23 年 2 月に川越市教育振興基本計画、平成 28 年 2 月に第二次川越市教育振興基本計画を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念に掲げ、その実現に向けて各施策の推進に取り組んでまいりました。この間、学校施設の耐震化や小・中学校の普通教室への空調設備の導入など、市長部局と連携しながら一定の成果を上げてまいりましたが、社会状況は大きく変化し、新しい生活様式への対応や超スマート社会での ICT の活用、人生 100 年時代の生涯学習の在り方など新しい課題も含め、様々な課題への対応が求められています。

これらの変化と課題に適切に対応していくため、教育委員会では、川越市教育振興基本計画審議会において、有識者の方々のご意見をいただきながら、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念とする第三次川越市教育振興基本計画を策定いたしました。

この計画は、第二次計画までの成果と課題や、教育を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後 5 年間の、本市の教育における方向性や施策等をまとめたものです。特に、本計画において 9 つに整理した施策のうち、「確かな学力の育成」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「学びを支える教育環境の整備・充実」の 3 施策を、今後 5 年間、重点的に力を注ぐべき施策として位置付けました。教育委員会では、本計画について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価により進行管理を行うとともに、引き続き市長部局と連携を図りながら、本計画に基づき、教育行政を総合的かつ計画的に推進してまいります。

計画の策定にあたりまして、長期にわたり、慎重なるご審議をいただきました川越市教育振興基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、令和元年に実施したアンケート調査や、意見公募にご協力いただいた皆様に対し、深く感謝申し上げます。

市民の皆様におかれましても、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」の実現に向け、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 3 年 6 月
川越市教育委員会

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまちへ



近年、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化の進行、グローバル化の進展やA I等の先端技術の飛躍的な進歩、価値観やライフスタイルの多様化など、加速度的に変化しています。このような変化の激しい社会において、子どもたちが自分の未来を自らの手で切り拓いていくために必要な力を身に付ける上で、教育が果たす役割はますます重要となっています。

このような中、本市では、第四次川越市総合計画（平成28（2016）年3月策定）の後期基本計画（令和3（2021）年3月策定）と整合を図り、本市教育行政の更なる充実を目指し、「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」を基本理念とした、7つの施策の方針を定めた新たな教育大綱を策定したところです。

先人から受け継いできた歴史や伝統は、本市の誇りであり魅力でもあります。子どもたちはもちろん、市民一人ひとりが、郷土に誇りを持ち、心豊かに暮らすことのできる、思いやりに満ちた市民社会の実現を目指すとともに、未来の川越を担う子どもたちが自らの意志をもって人生を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、本市教育委員会と連携・協力しながら、本市の学校教育、社会教育、文化財に関する分野の更なる充実を図ってまいります。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年6月

川越市長 川合善明

目次

第1章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3
5 教育を取り巻く社会状況の変化	4
6 第二次計画の成果と課題について	8

II 計画の基本方針

1 基本理念	22
2 3つの目標	23
3 計画の全体像	24
4 重点的な取組	25
5 施策の体系	26

第2章 各論

施策1 確かな学力の育成	30
施策2 豊かな心と健やかな体の育成	37
施策3 自立する力の育成	43
施策4 多様なニーズに対応した教育の推進	46
施策5 教育の質を高める環境の充実	50
施策6 学びを支える教育環境の整備・充実	57
施策7 家庭・地域の教育力の向上	64
施策8 生涯学習活動の推進	68
施策9 文化財の保存と活用	76
施策の指標・目標値	79

資料編

I 用語説明	84
II 策定経過	91
III 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱	92
IV 川越市教育振興基本計画審議会条例	93
V 川越市教育振興基本計画審議会	94
VI 意見公募の結果	94

第 1 章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までを計画期間とする川越市教育振興基本計画（以下「第一次計画」という。）及び平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする第二次川越市教育振興基本計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定め、各施策に取り組んできました。

各施策については、毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、改善を図りながら進めてきました。

この間、少子高齢化の進行、グローバル化※や更なる技術革新の進展など、社会状況は大きく変化し、多様な課題への対応が求められています。

国では、平成 29（2017）年 3 月に小学校及び中学校学習指導要領、平成 30（2018）年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。また、平成 30（2018）年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を策定し、第 2 期計画の「自立」「協働※」「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた目指すべき姿や教育政策の重点項目を示し、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むとしています。

埼玉県では、令和元（2019）年 7 月に「第 3 期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、第 2 期計画までの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、教育に求められる役割や子どもたちに育みたい力などを踏まえ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び（「豊かな学び」）で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すとしています。

本市においても、第二次計画を踏まえつつ、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、中長期的な視点に立ち、今後 5 年間における本市教育の方向性を示す第三次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

なお、第三次計画から、本市教育委員会が所掌する教育施策への重点化を行い、学校教育、社会教育、文化財に関する施策や事業を対象とした計画としています。第一次計画及び第二次計画において範囲としていた文化・スポーツ分野の施策については、市長部局の各課それぞれが所管する個別計画により推進しますが、引き続き連携を図りながら計画を推進していきます。

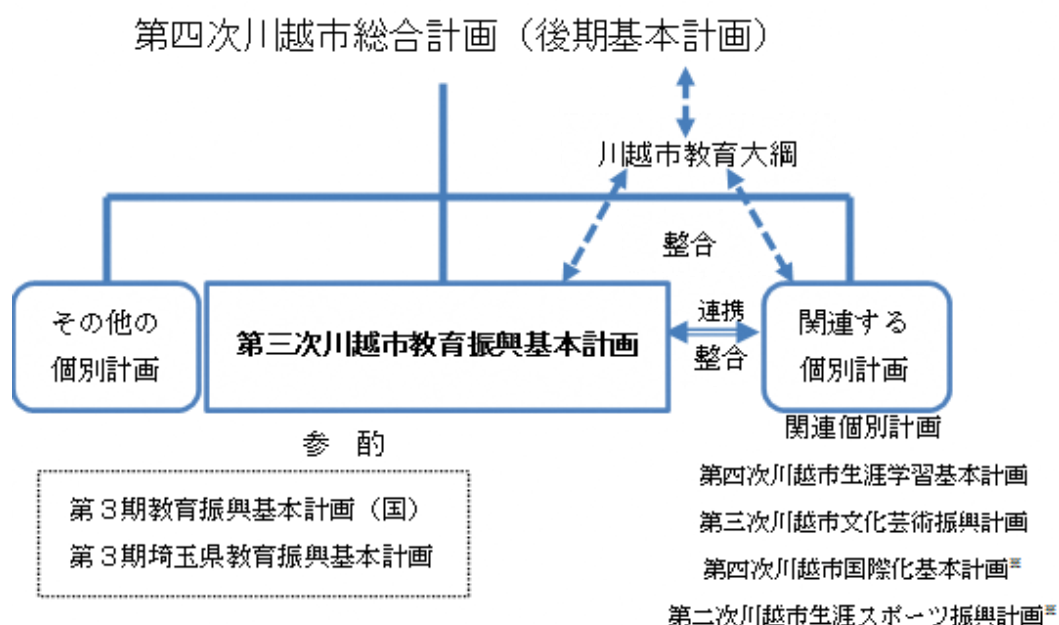
※グローバル化：個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。

※協働：市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第四次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。



※第四次川越市国際化基本計画、第二次川越市生涯スポーツ振興計画は令和3年度に次期計画策定予定

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第二次川越市教育振興基本計画					第三次川越市教育振興基本計画				

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）に定めた施策を確実に実行し（Do）、その施策を点検・評価し（Check）、必要に応じて改善を図る（Action）ことが重要です。計画を効果的に推進するため、主な施策の指標・目標値を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、外部有識者の知見を活用し行うこととします。

なお、本計画の期間中、社会情勢の変化や法改正等により、指標・目標値等が状況に合わなくなった場合、必要に応じ変更するものとします。

5 教育を取り巻く社会状況の変化

（１）人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少傾向にあります。本市においては、令和 3（2021）年 1 月 1 日現在 353,260 人で、令和 10（2028）年に 355,924 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、令和 20（2038）年には 350,973 人になると推計されています。

また、0～14 歳の年少人口が令和 3（2021）年の 12.2%から令和 13（2031）年には 11.0%に減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は令和 3（2021）年の 26.9%から令和 13（2031）年には 28.6%になる見通しであり、更なる少子高齢化の進行が予測されています。

このような社会にあっては、市民の一人ひとりが持てる力を最大限発揮し、社会の中で生き生きと活躍できるよう、教育を通じて資質・能力を育み、生涯にわたって自ら学び、その成果をそれぞれの人生や社会における課題解決のための活動につなげていくことが求められています。

（２）グローバル化の進展

情報発信や交通手段等の飛躍的な技術革新により、グローバル化が加速し、個人レベルでも活動圏が国境を越えて広がっています。

また、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、訪日外国人旅行者数、在留外国人数、外国人労働者数は増加の一途をたどっています。

本市においても、外国人住民人口は平成 28（2016）年 1 月 1 日現在の 6,036 人から、令和 3（2021）年 1 月 1 日現在では 8,868 人となっています。

今後、市民が身近なところで様々な国の人々と交流する機会が増えていくと考えられることから、多文化共生※社会に対応できる知識・技能やコミュニケーション力などを備えた人材の育成に向けた取組が求められています。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（３）急速な技術革新の進展

近年、ＩＣＴ※などの分野における技術革新は目覚ましく、国の第５期科学技術基本計画（平成２８（２０１６）年１月２２日閣議決定）では、ＩＣＴを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として、超スマート社会（Society5.0）※が提唱されています。

超スマート社会（Society5.0）では、ＩｏＴ※、ビッグデータ※、人工知能（ＡＩ※）、ロボット等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、新たな価値が生み出されることにより、社会構造や雇用環境が大きく変化すると考えられています。

ＩＣＴをはじめとした先端技術を効果的に活用し、技術革新による社会の変化に対応した教育の充実が求められています。

（４）経済・雇用情勢の変化

日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示すなど、緩やかな回復が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、雇用情勢にも影響が及んでいます。

こうした状況の中で、経済的格差による子どもの貧困の問題が指摘されています。家庭の社会経済的背景と子どもの学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が懸念されています。

全ての人が持てる能力を発揮する機会を等しく得られるよう、意欲ある全ての人への学習機会の確保に向けた取組を、教育現場をはじめ、地域社会全体で実現していくことが求められています。

（５）家庭、地域社会の変化

家族形態の変容や、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会における人々のつながりが希薄化しており、地域の中での孤立化や、家庭・地域の教育力の低下、異世代との交流や多様な体験の機会の減少などが指摘されています。

地域社会の中で豊かな生活を送ったり、災害発生時等に支え合ったりするためには、人と人とのつながりが大切です。

子どもたちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、一人ひとりが積極的に地域と関わり、つながりを強めていくとともに、地域の教育機能を有効に活用していくことが求められています。

※ **ＩＣＴ**：Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

※ **超スマート社会（Society5.0）**：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※ **ＩｏＴ**：Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。

※ **ビッグデータ**：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大量のデジタルデータのこと。

※ **ＡＩ**：Artificial Intelligence の略。

（６）新型コロナウイルス感染症の影響

令和 2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、我が国においても社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校教育においては、令和 2(2020)年 3 月上旬より全国で一斉に臨時休業の措置がとられ、本市においても 5 月末までの長期にわたり休業となるなど、大きな影響を与えています。

社会全体が、「新しい生活様式※」への対応が求められる中、学校においては、感染症対策を講じつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要となっており、学校・家庭・地域と連携を図りつつ、学校教育活動を安全・安心に、柔軟かつ効果的に進めていくことが求められています。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」において、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来とともに、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs の掲げる目標の一つである「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

（８）働き方改革の推進

学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、課題も複雑化、多様化する中で、教職員は多種多様な業務に追われ、その結果、長時間勤務となっている実態があります。その実態を踏まえ、平成 31(2019)年 1 月に中央教育審議会※により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、全国的に教職員の働き方改革は急務となっています。

本市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進め、負担軽減を図ることで、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど、質の高い学校教育を持続していくことが求められています。

※新しい生活様式：新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。

※アジェンダ：agenda。行動計画のこと。

※中央教育審議会：教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査・審議し、またこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

（９）変化に対応した学校教育の推進

超スマート社会（Society5.0）を生きる子どもたちにとって、ＩＣＴを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、ＧＩＧＡスクール構想※をはじめ、学校教育の在り方も大きく変わろうとしています。

一方、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されています。

ＩＣＴ等を活用した学習活動の充実を図り、長期にわたる学校の臨時休業などの緊急時においても、子どもたちの学びを保障していくとともに、変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立し、健康で心豊かに生きていく力を身に付けるための取組を、学校・地域・家庭が連携・協働し、推進していくことが求められています。

（10）変化に対応した生涯学習の推進及び文化財の活用

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、人生 100 年時代※の到来が予測されています。人生 100 年時代を心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び、いきがいを高めていくことが大切であり、その学びの成果を地域・社会の課題解決につなげていくことで、人々がふれあい、地域が活性化していくことが考えられます。

また、時代の変化とともに、社会教育施設については、地域の学習活動の拠点のみならず、地域の情報発信やまちづくりの拠点、子どもたちの居場所など、幅広い役割が期待されています。

文化財については、文化財保護法の改正により、保護だけでなく活用についても重視する方向性となってきています。

学校との連携を更に充実させるとともに、誰もが自主的に学習活動を行えるよう、また、多様な人々と連携・協働して地域活動を行えるよう、時代の変化に応じた取組を進めていくことが求められています。

※ＧＩＧＡスクール構想：ＧＩＧＡはGlobal and Innovation Gateway for All の略。児童生徒一人１台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

※人生 100 年時代：多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。

6 第二次計画の成果と課題について

第二次計画では、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とし、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」、「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」、「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」の3つの目標を掲げ、それらを踏まえた5つの方向性に沿って各施策を推進してきました。第二次計画の方向性Ⅰから方向性Ⅴについて、それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

方向性Ⅰ「生きる力を育む学校教育の推進」について

施策1 確かな学力と自立する力の育成

本市では、確かな学力と自立する力の育成に向け、「川越市小・中学生学力向上プラン※」に基づく学力向上対策の推進、小・中学校英語教育の充実、地域等と連携した社会体験活動の充実、特別支援教育※の充実などに取り組んできました。

英語教育における英語指導助手※の小・中学校への配置は、令和元（2019）年度には、平成26（2014）年度から8人増の30人を配置し、小学校への学校訪問回数は延べ2,500日を超え、教員との共同授業を行うなど児童生徒の英語力の強化を図っています。また、地域の事業所などでの社会体験活動は、中学生が将来の夢や希望について考える機会や、働くことの厳しさや大切さを知る機会となっています。

一方、情報教育の推進については、令和元（2019）年度末までは、他市に比べICT機器の整備が大変遅れている状況だったことから、ICT機器を活用した学習方法の確立が急務となっています。

令和元（2019）年度に実施したアンケート調査※では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせること」、「自ら考え、判断し、表現する力を身に付けさせること」などが、「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」に続き、高い割合となっています。また、保護者が充実させたほうがよいと思う教育施策（18ページ参照）について、「児童生徒の学力の育成」の割合が一番高くなっています。

本市児童生徒の学力については、全国及び埼玉県の学力・学習状況調査※結果において、平均正答率を比較すると、国、県の数値を下回っている学年、教科が複数見受けられ、特に小学生的の学力向上対策の強化は喫緊の課題となっている状況です。また、全体を通じ、「思考力・判断力・表現力等の育成」も本市の継続した課題となっています。子どもたちが確かな学力と、自ら学び考え行動する力を身に付けることができるよう、各種学力調査等の結果分析を生かした学習指導の改善・充実を図るなどの取組が求められています。

※川越市小・中学生学力向上プラン：教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育の更なる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。

※特別支援教育：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

※英語指導助手：日本人の教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。

※アンケート調査：第三次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に令和元（2019）年10月～11月に実施。対象は市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童生徒の保護者1,781名、市立小・中学校校長及び教員336名、20歳以上の市民1,500名。

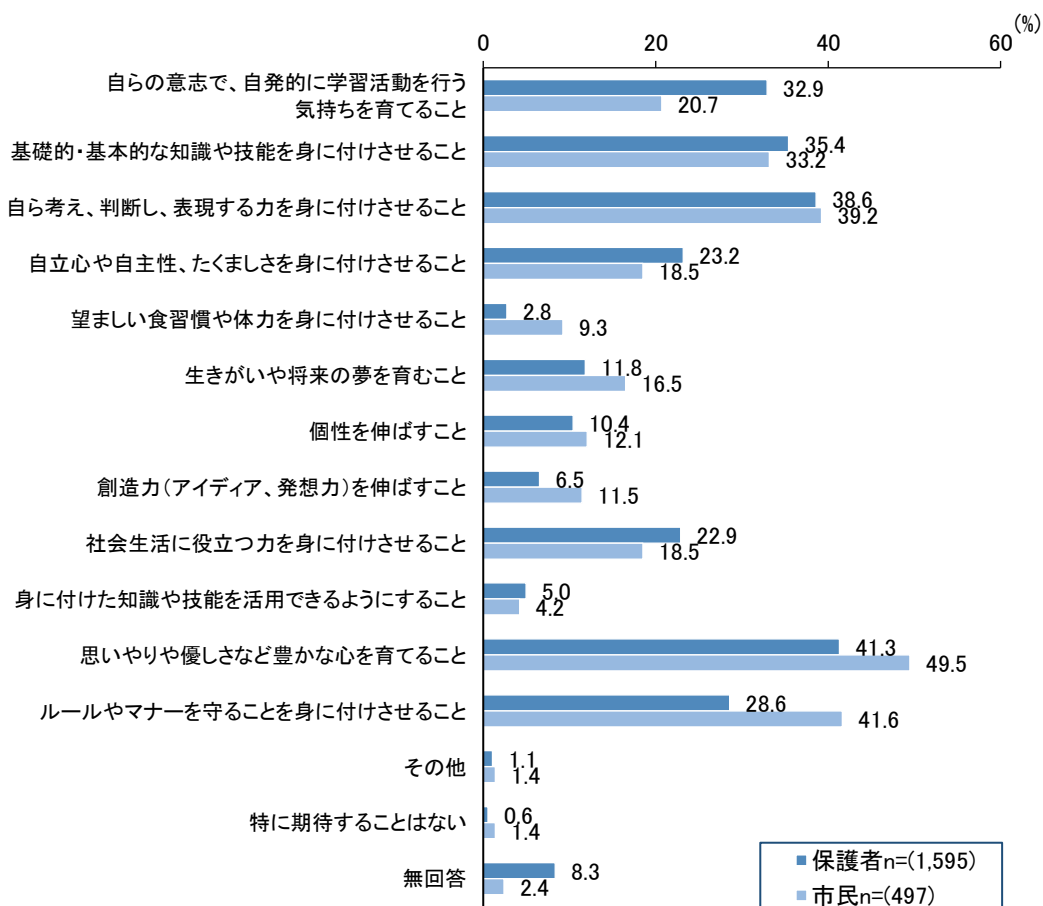
※全国学力・学習状況調査：文部科学省が実施する、全国の子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。

※埼玉県学力・学習状況調査：埼玉県の子どもの学力や学習状況を把握するための調査で、子どもたちの「学力の伸び」や学力の経年変化を把握することができる。小学校4年生から中学校3年生を対象としたもの。（平成27（2015）年度より開始）

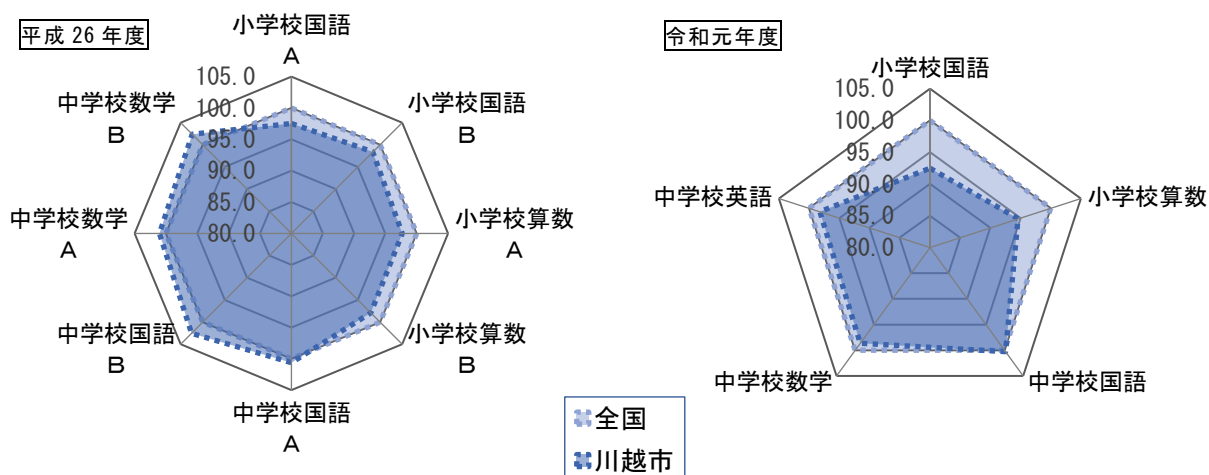
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
英語指導助手配置実績	23 人	24 人	24 人	30 人	30 人

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

■小・中学校が、子どもに対してどのような役割を果たすことを期待するか【複数回答】
(令和元年度アンケート調査より)



■全国学力・学習状況調査 教科別正答率の全国比 (全国を 100 とした場合)



(注) 平成 26 年度は国語・算数(数学)とも、A(主として「知識」)、B(主として「活用」)に問題が分かれていたが、令和元年度実施分から統合した問題となっている。

施策 2 豊かな心と健やかな体の育成

本市では、豊かな心と健やかな体の育成に向け、道德教育の充実、読書活動の推進、いじめ防止対策や教育相談の充実、食育※や体力向上の推進などに取り組んできました。

道德教育においては、豊かな心を育む道德教育の一層の充実を図るため、「川越市の道德教育」「川越市小学校教育課程指導・評価資料（道德）」を作成し活用を図っています。

体力向上においては、小中連携した授業での指導の工夫・改善の取組やトップアスリートふれあい事業※を通じて、運動好きな児童生徒の育成や技能の向上を図ってきました。新体力テスト※の結果では、全国平均を上回るものが多いものの、埼玉県平均及び平成 26(2014)年度の市平均を上回る項目が少ない状況です。

教育相談、不登校対策では、さわやか相談員※、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、臨床心理士、教員が連携を図り、様々な課題への対応を図っています。一方、アンケート調査では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの取組を「知らない」と回答した保護者が多く見られます。

社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く諸課題が複雑化・多様化している中、子どもが悩みを一人で抱えることのないよう、こうした取組を啓発し、家庭との連携も含め、相談体制、支援体制を一層充実させる必要があります。

また、アンケート調査では、保護者、市民が学校に期待する役割（9 ページ参照）として、「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」が求められています。

さらに、保護者が、児童生徒に対する指導で大切だと思うこと（12 ページ参照）として、「ルールを守る、思いやりの心をもつ、目標に向かって努力することなど、人として大切なことを教えること」が一番高い割合となっています。

学校、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中、それぞれが連携・協働し、豊かな心と健やかな体の育成を推進することが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
埼玉県学力・学習調査で「規律ある態度」達成率 80%以上の項目数 (各学年 12 項目×学年分)	小 69/72 中 34/36	小 67/72 中 33/36	小 67/72 中 33/36	小 66/72 中 33/36	小 67/72 中 33/36
さわやか相談員が関わりを持ち、解決した割合	85.0%	82.9%	90.3%	87.6%	85.2%
スクールカウンセラーが関わりを持ち、解決した割合	77.5%	79.0%	89.6%	89.2%	91.3%

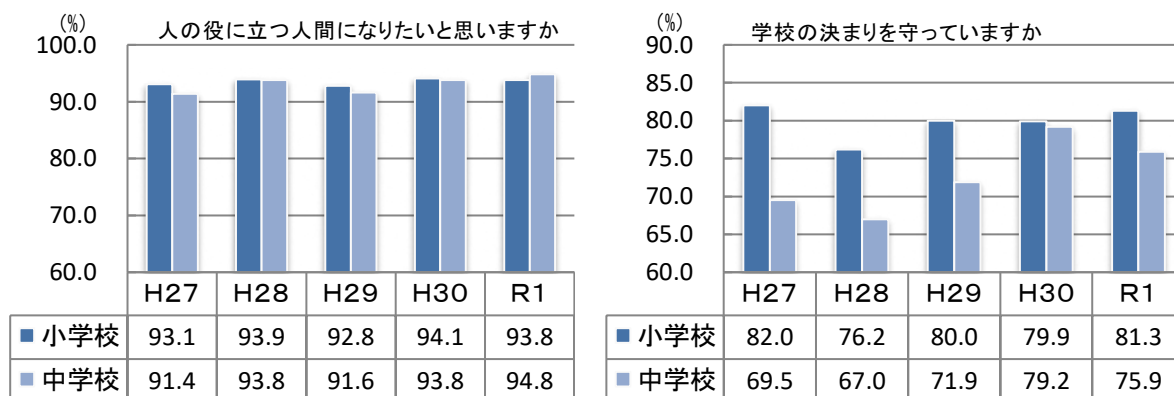
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

- ※食育：生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
- ※トップアスリートふれあい事業：近隣大学のスポーツ分野で活躍する監督・コーチ・学生を小学校に招き、一緒に体を動かすことで、運動の楽しさや喜びを体験し、児童の体力向上の一助とする事業
- ※新体力テスト：文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以來行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
- ※さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、中学校 22 校に 1 名ずつ配置。児童生徒及び保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
- ※スクールカウンセラー：児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、助言や援助を行う専門家。小・中学校に異から配置されている。
- ※スクールソーシャルワーカー：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置している。教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

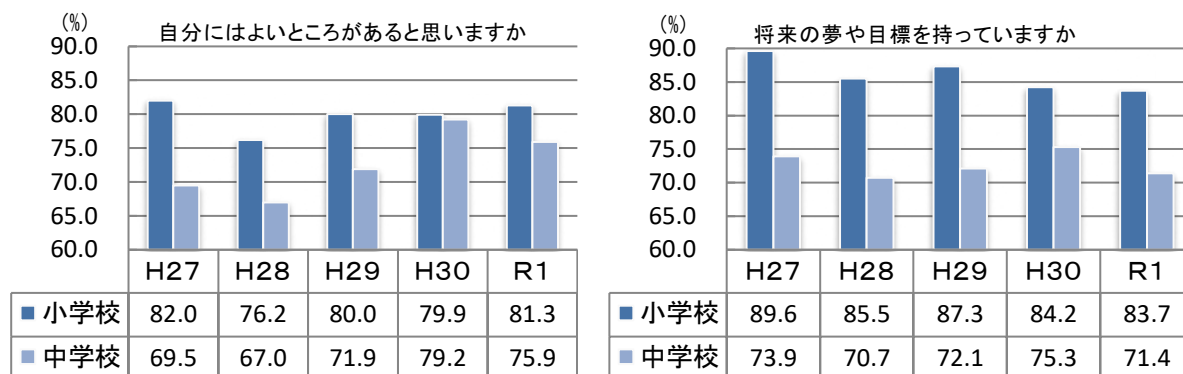
- 児童生徒の体力・運動能力は、新体力テスト結果では県平均を下回るものの、全国平均を上回る傾向にあります。しかし、平成26(2014)年度と比較し下回る結果となっています。

小5男子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトル ラン(回)
川越市	9.40	154.24	20.37	16.05	22.08	34.38	43.01	54.88
埼玉県	9.31	156.57	20.79	16.54	22.03	35.37	44.64	56.06
全国	9.42	151.47	21.60	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32
川越市 (H26年)	9.28	155.53	21.89	16.57	21.60	33.70	44.31	59.20
小5女子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトル ラン(回)
川越市	9.60	147.49	13.14	15.98	21.23	39.23	41.37	45.58
埼玉県	9.51	151.90	13.74	16.38	21.48	40.13	43.01	47.64
全国	9.63	145.70	13.59	16.09	18.95	37.62	40.14	40.80
川越市 (H26年)	9.58	149.47	13.51	16.34	20.21	38.51	41.76	46.14
中2男子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 1500m
川越市	7.94	196.48	21.23	29.12	30.02	47.33	52.52	6分18秒05
埼玉県	7.92	200.67	21.07	29.35	29.87	47.82	53.32	6分20秒98
全国	8.02	195.02	20.35	28.64	26.85	43.43	51.87	6分40秒03
川越市 (H26年)	7.78	196.85	22.34	29.49	30.81	46.08	52.04	6分12秒62
中2女子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 1000m
川越市	8.60	176.01	13.52	25.03	27.36	50.72	48.35	4分35秒52
埼玉県	8.62	177.45	13.92	24.90	27.22	50.61	48.97	4分37秒18
全国	8.81	169.71	12.87	23.74	23.58	46.29	47.25	4分50秒55
川越市 (H26年)	8.60	172.00	13.94	24.63	26.89	49.26	45.84	4分36秒36

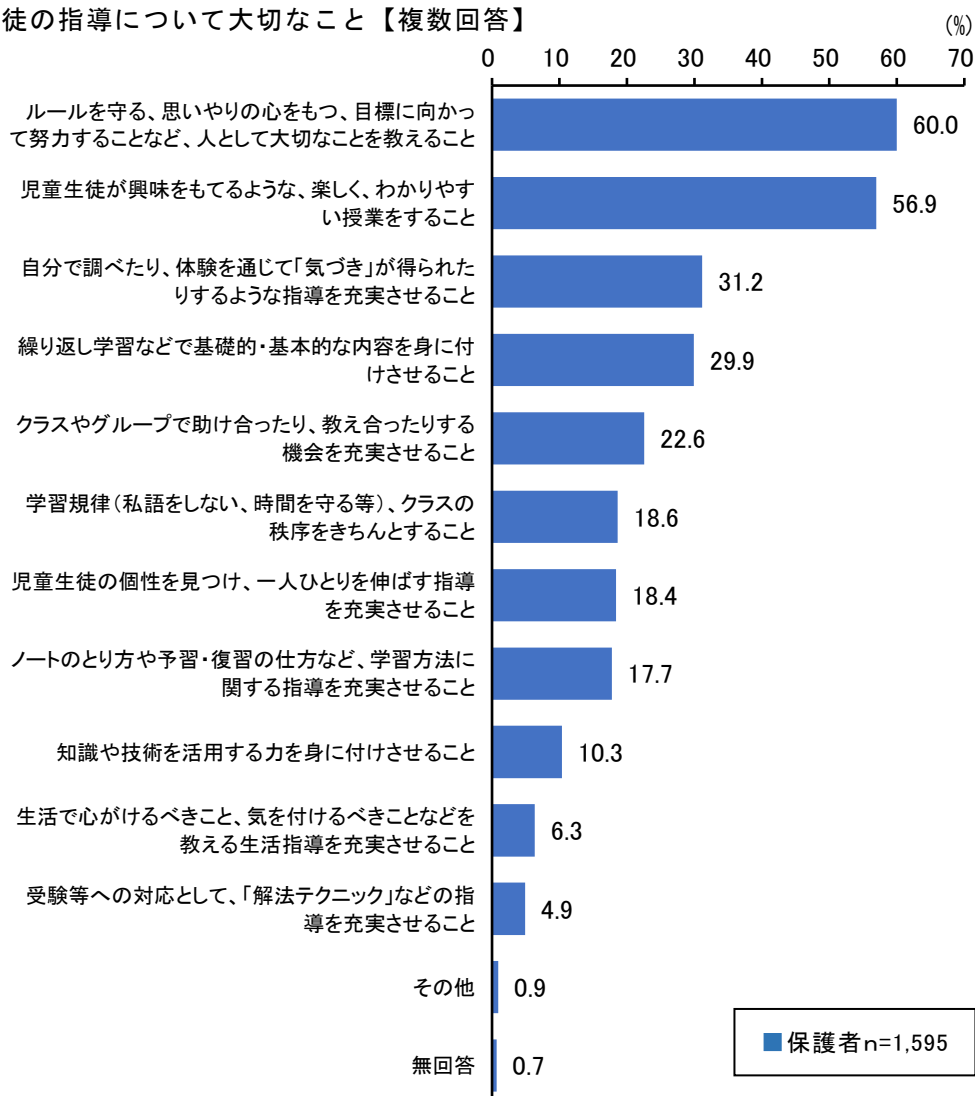
- 全国学力・学習状況調査における道徳性に関する意識調査では、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」、「学校の決まりを守っていますか」の問いに対して、本市の児童生徒のうち肯定的に回答した割合は9割以上、中学生においては「学校の決まりを守っていますか」は、右肩上がり傾向となっています。



また、自己肯定感※に関する項目である、「自分にはよいところがありますか」の問いに対して、5年間で、中学生の肯定的回答が約1割増加しています。一方、「将来の夢や希望を持っていますか」の問いに対して、小・中学生ともに5年前に比べ肯定的意見が減少しています。



■ 児童生徒の指導について大切なこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学生保護者対象／令和元年実施）

※自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。

施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実

本市では、質の高い教育を支える教育環境の充実に向け、教職員の資質向上に向けた研修会の充実、大規模改造工事や小・中学校の普通教室への空調設備設置などの学習環境の整備・充実、学校給食の充実などに取り組んできました。

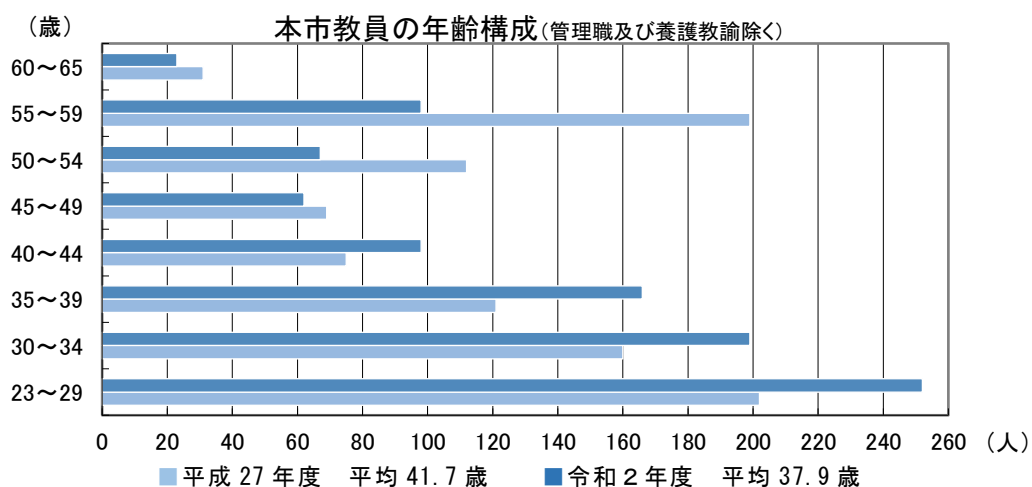
小・中学校の普通教室への空調設備設置については、平成30（2018）年度に全ての普通教室への設置が完了しました。また、学校給食では、平成29（2017）年度に菅間第二学校給食センターを設置し、平成30（2018）年度から食物アレルギー対応食の提供を開始しています。

アンケート調査では、教育環境の変化に対応するために取り組むべきこと（20 ページ参照）として、「人的配置の充実」が、市民、教員とも一番高い割合になっていますが、「防災、防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」の割合が、保護者で1番目、市民で2番目に高くなっています。また、充実させたほうがよいと思う教育施策として、「教職員の資質向上」の割合が、保護者、教員、市民とも高い割合となっています。

学校は子どもたちが学習活動を行う生活の場であり、安全性や快適性を確保することから、老朽化した学校施設・設備の整備を、「川越市公共施設等総合管理計画※」に基づき令和2（2020）年10月に策定した「川越市個別施設計画（公共施設編）」に沿って、計画的に進めていくとともに、児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう、市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る検討を進める必要があります。

また、教育の質を高めるため、教職員の資質向上に向けた研修会の充実や教職員が子どもと向き合う時間を増やすことができるよう、業務負担の軽減を図る取組が求められています。

さらに、学校を取り巻く問題が複雑化、困難化している中で、新しい時代の教育課題に対応する、教職員一人ひとりの実践力が求められています。そのような中、経験年数が10年未満の教職員が増加する一方、それらの教職員を指導・育成する経験豊富なベテラン教員、校内の教育活動の中核を担うミドルリーダー層の教員が少なくなっているため、教員の資質向上のための研修を効果的に行うとともに、教職員が学ぶ意欲を持ち続ける環境づくりが必要です。



※川越市公共施設等総合管理計画：本市が所管し管理する公共施設やインフラ施設などの社会資本を、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向性を示したものの。

方向性Ⅱ「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について

施策１ 家庭・地域の教育力の向上

施策２ 生涯学習活動の推進

本市では、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、地域ぐるみの教育を推進するため、学校・家庭・地域の連携・協働、社会教育関係団体へ支援するとともに、公民館等の社会教育施設の充実と生涯学習活動の推進などに取り組んできました。

地域との連携において、力を入れ取り組んでいる子どもサポート事業※では、参加者数が、令和元（2019）年度には37,690人と、10年前（平成21（2009）年度）の11,105人と比べ3倍以上増加しています。

また、生涯学習活動の拠点となる施設の整備について、平成26（2014）年度末に、ウェスタ川越内に生涯学習施設を開設し、令和元（2019）年度には、17年ぶりの新設公民館となる霞ヶ関西公民館を開館しました。

一方で、公民館主催事業の参加者数や図書館の貸出冊数は、第二次計画期間中、毎年減少している状況です。博物館の入館者数も減少傾向にありますが、川越の歴史文化を学ぶ施設として市内外の多くの学校に利用されています。

アンケート調査では、公民館において学びたいことについて、保護者、市民とも「趣味的なもの」の割合が一番高く、次いで「健康・スポーツ」の割合が高くなっています。また、公民館に要望したいことについては、保護者、市民とも「小・中学生の放課後の居場所の提供」の割合が一番高くなっています。

また、公民館、図書館に共通した課題として、1年間にどのくらい利用しましたかという問いについて、両施設とも「利用していない」の割合が、保護者、市民とも一番高く、その理由も「利用する必要がなかったから」という回答が一番高く、さらに、これからの要望についても「特にない」という回答が高い状況となっています。

活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、今後も地域住民、団体等との連携強化を図るとともに、市民ニーズ及び社会の変化に対応した施設の在り方を検討していくことが求められています。

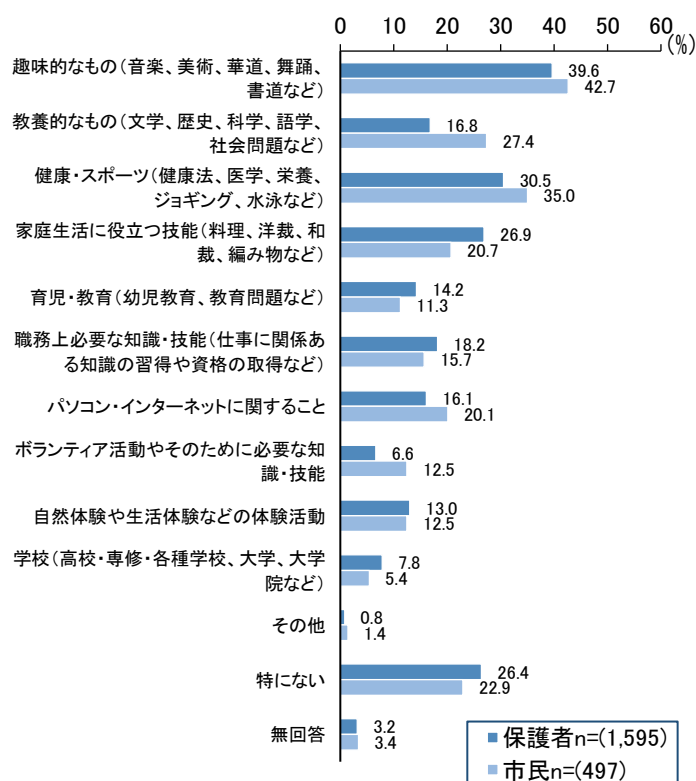
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
子どもサポート事業への参加者数	41,765 人	50,841 人	43,368 人	40,989 人	37,690 人
公民館主催事業参加者数	51,923 人	45,336 人	43,770 人	42,601 人	38,950 人
図書館貸出冊数	1,848,799 冊	1,803,754 冊	1,758,562 冊	1,742,996 冊	1,536,555 冊
博物館入館者数	98,025 人	96,516 人	89,563 人	89,154 人	77,456 人
教育課程に位置付けた博物館活用学校数	354 校	376 校	349 校	362 校	384 校

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

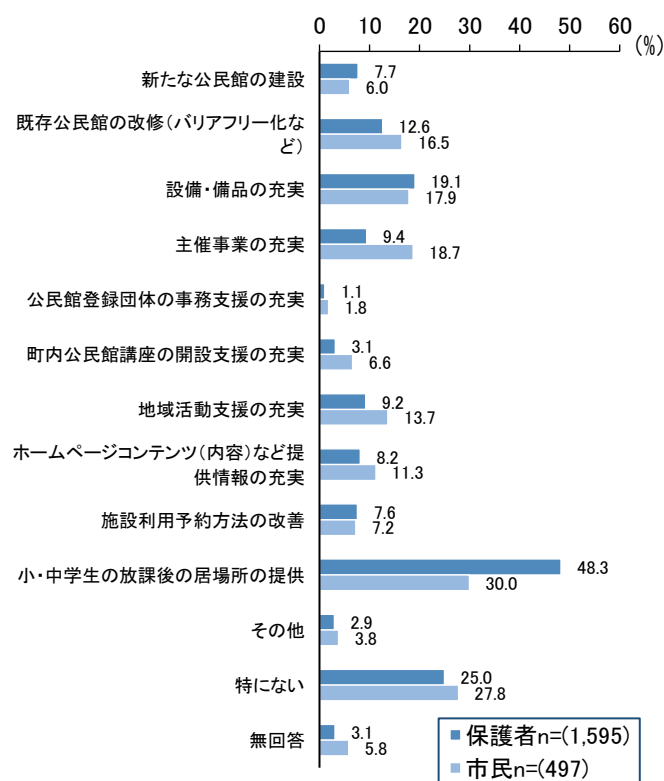
（注）令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部事業の中止及び休館したことから、経年の単純比較はできない。

※子どもサポート事業：子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることとする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

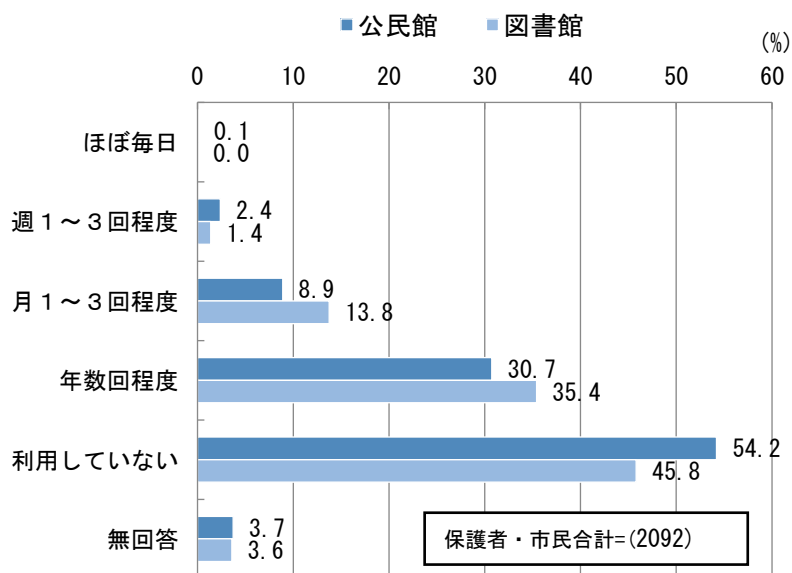
■ 公民館において学びたいこと【複数回答】



■ これからの公民館に要望したいこと【複数回答】



■ 公民館・図書館の利用頻度



■ 利用しなかった理由(複数回答)

【公民館】 1,134 人

1. 利用する必要がなかった 834 人
2. 利用したい講座がない 186 人
3. 家の近くにないから 163 人

【図書館】 958 人

1. 利用する必要がなかった 416 人
2. 家の近くにないから 403 人
3. 調べものはインターネットでできる 328 人

資料：アンケート調査結果(小・中学生保護者、市民対象/令和元年実施)

方向性Ⅲ「歴史文化の継承と新しい市民文化の創造」について

本市では、歴史の中で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を保護し、後継者育成の支援及び文化財保護意識の啓発や、文化財の保存と活用を図ることにより、歴史文化の継承に取り組んできました。

また、様々な市民や団体との連携・協働により、文化芸術の振興を図るとともに、新たな文化芸術の創造を支援してきました。

本市の歴史的景観を伝える川越市川越伝統的建造物群保存地区※の保存整備事業については、所有者の修理要望の把握や保存対策調査による現状把握に努め、計画的に実施しています。また、国指定史跡の河越館跡については、令和元（2019）年度に史跡用地の公有化が完了し、第2期整備に向けて取り組んでいます。

文化芸術の振興については、市民団体や大学等と連携・協働し、川越市民文化祭や2音大クラシック・コンサートなどの文化芸術事業を実施しています。

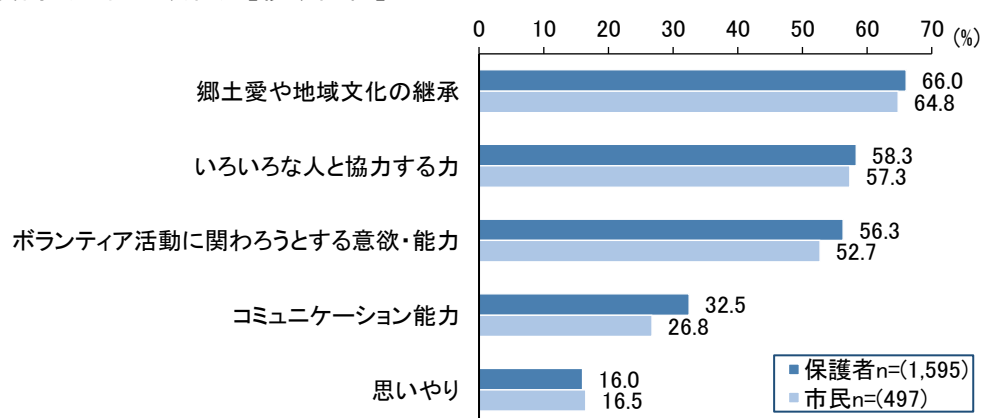
アンケート調査では、学校・家庭・地域それぞれの役割の中で、地域の役割として、「郷土愛や地域文化の継承」の割合が保護者、市民とも一番高くなっています。

今後も、市民や団体等との連携・協働により、本市に残された文化財の保存と活用等による歴史文化の継承に努めるとともに、新たな文化芸術の創出に向けて取り組んでいくことが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
文化財調査件数	11 件	13 件	21 件	54 件	75 件
文化財職員の講師派遣数	4 件	16 件	24 件	20 件	21 件
伝統的建造物の修理件数 累計	61 件	64 件	69 件	71 件	75 件
文化芸術団体との協働による 文化芸術事業件数	8 件	9 件	8 件	11 件	10 件

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

■地域の役割（上位 5 項目）【複数回答】



資料： アンケート調査結果（小・中学生保護者対象／令和元年実施）

※川越市川越伝統的建造物群保存地区：平成 11（1999）年 4 月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約 7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町 1 丁目、元町 2 丁目及び仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が高いものとして、同年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。重要伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

方向性Ⅳ「多文化共生と国際交流・協力の推進」について

本市では、異なる文化を理解し、相互に尊重し、助け合うことができるよう、交流や国際理解教育※を通して共生意識の醸成を図ってきました。

交流事業については、市民団体と連携した国際関係イベントや、市民や中学生を海外姉妹都市に派遣する姉妹都市交流事業を実施しています。

また、外国籍市民への支援として、NPOやボランティアによる日本語教室の開催、外国籍市民相談の実施、英語版広報川越の発行等の情報提供などを実施しています。

教育委員会においても、市立小・中学校に在籍し、日本語指導が必要とされる児童生徒を支援するため、日本語指導ボランティア（令和2年度から語学指導補助員）を学校へ派遣し、平成26（2014）年度の611回から、令和元（2019）年度には808回派遣しています。

今後も、多文化共生と国際交流・協力の推進に向けて、市民団体等との連携・協働により、継続して各種施策に取り組んでいくことが求められています。

方向性Ⅴ「生涯スポーツの推進」について

本市では、スポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるよう、魅力あるスポーツ教室や大会等の充実を図るとともに、誰もがいつでも、どこでもスポーツ活動に取り組めるよう、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブ※の設置・運営を支援しています。

また、スポーツ施設を利用者が安全かつ安心して使えるよう、川越運動公園陸上競技場の2種公認改修工事、川越運動公園総合体育館のバスケットゴール増備、川越武道館の耐震補強工事などの施設の整備を行ったほか、スポーツ活動をより身近に行えるよう、学校体育施設を地域に開放しています。

今後も、市民の誰もがいつでも気軽に自分に合ったスポーツ活動を楽しみ、スポーツによる健康づくりを進めることができるよう、スポーツ環境の基盤づくりを推進することが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
外国籍市民と日本人市民との年間交流者数	8,555 人	10,014 人	9,137 人	9,282 人	8,370 人
外国籍市民の日本語教室への参加者数	3,604 人	4,711 人	3,767 人	4,008 人	3,612 人
総合型地域スポーツクラブ設置数	3 件	4 件	4 件	4 件	4 件
スポーツ教室参加者数	479 人	496 人	495 人	526 人	336 人
川越運動公園（総合体育館・陸上競技場・テニスコート）利用人数	291,840 人	259,539 人	267,107 人	294,477 人	266,321 人

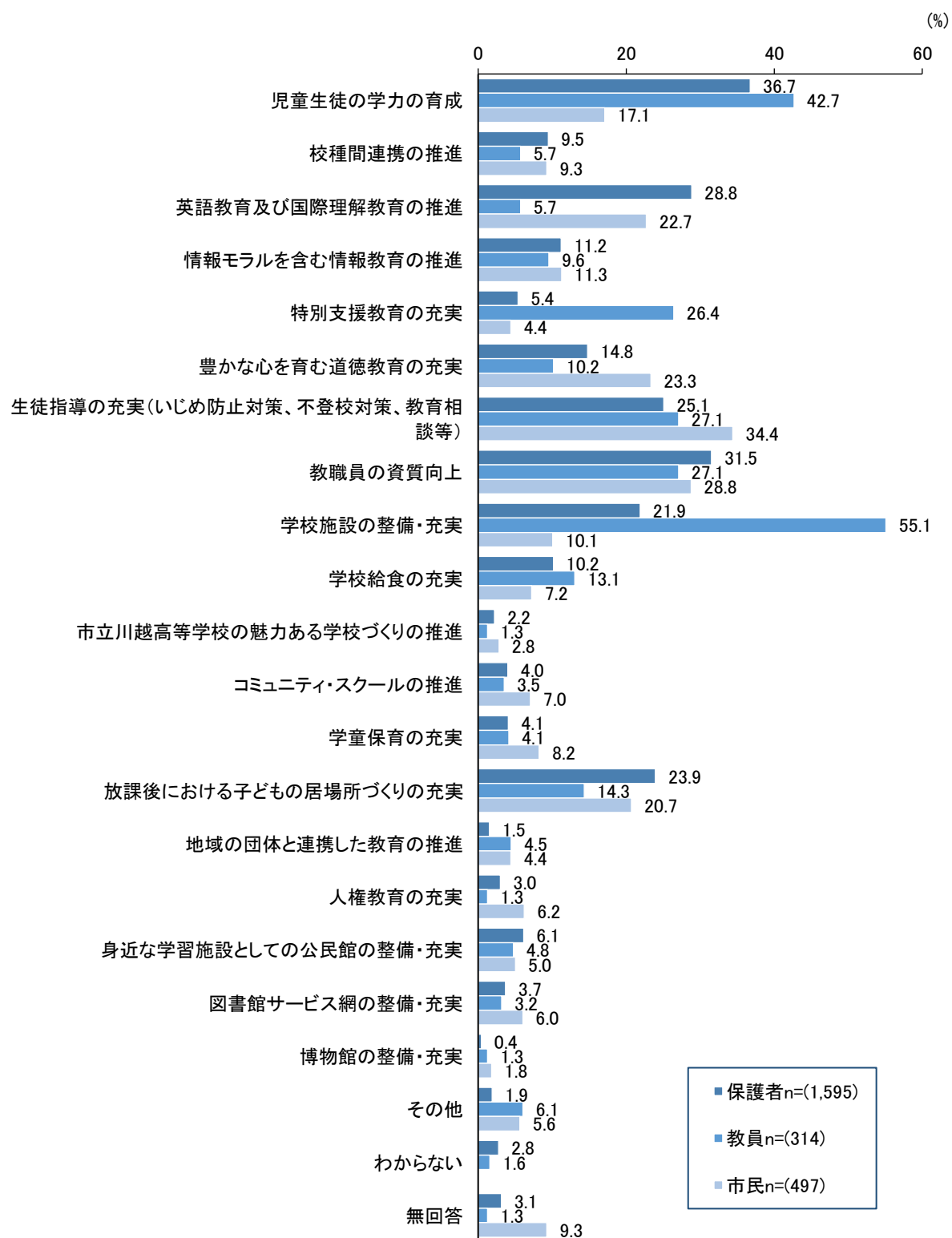
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（注）令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部事業を中止したことから、経年の単純比較はできない。

※国際理解教育：国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
※総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

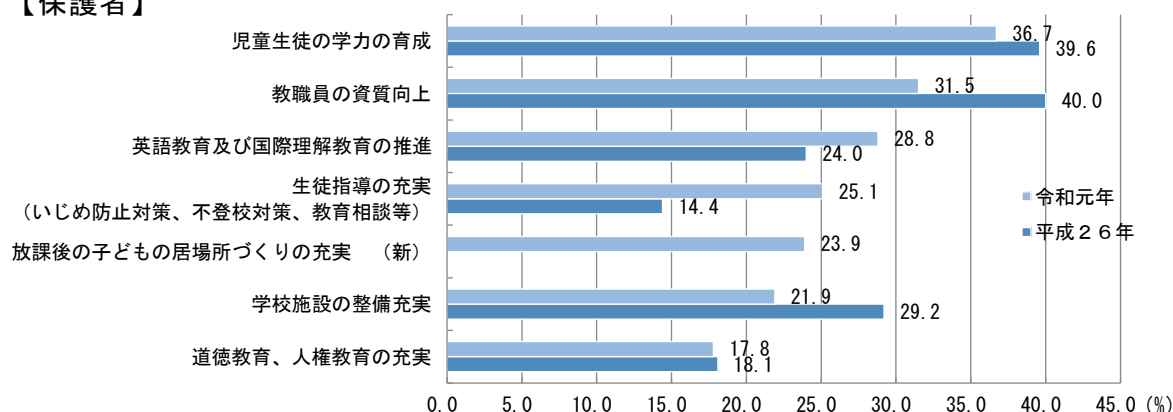
アンケート調査結果（小・中学生保護者、教員、市民対象／令和元年実施）

■今後、更に充実させべき教育施策【複数回答】（令和元年度）

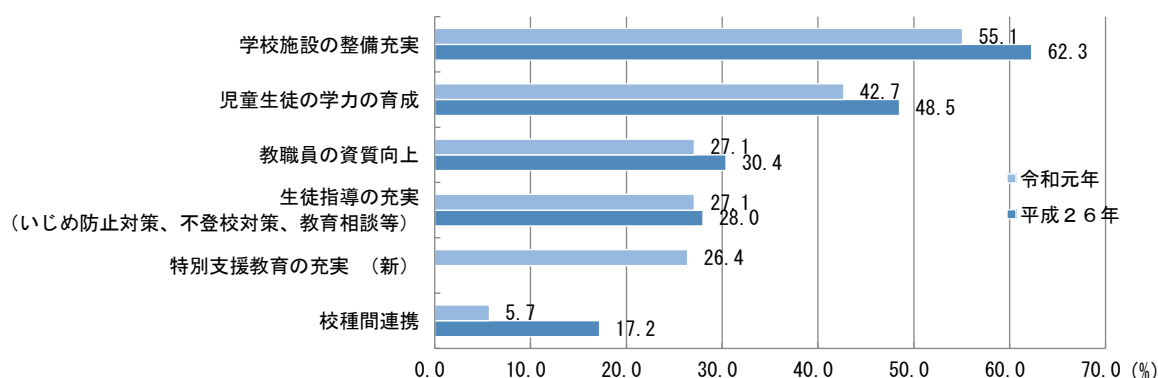


《前回調査時（平成26年）との比較》

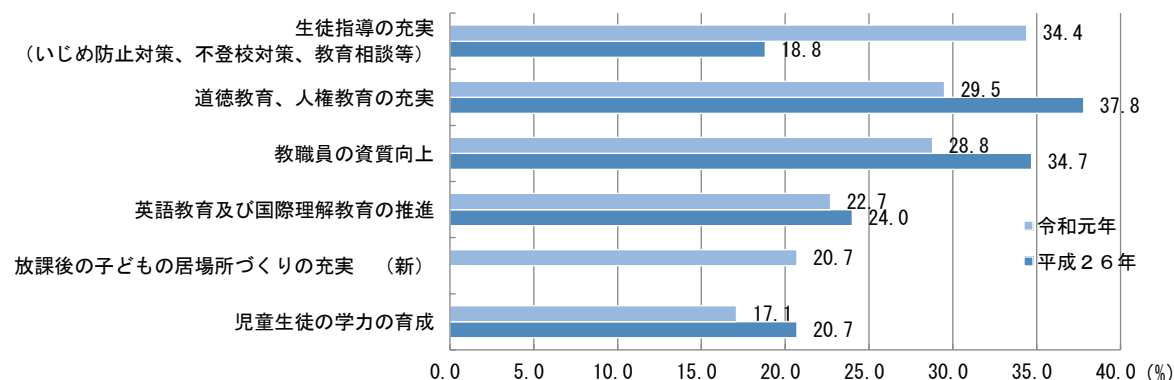
【保護者】



【教 員】



【市 民】



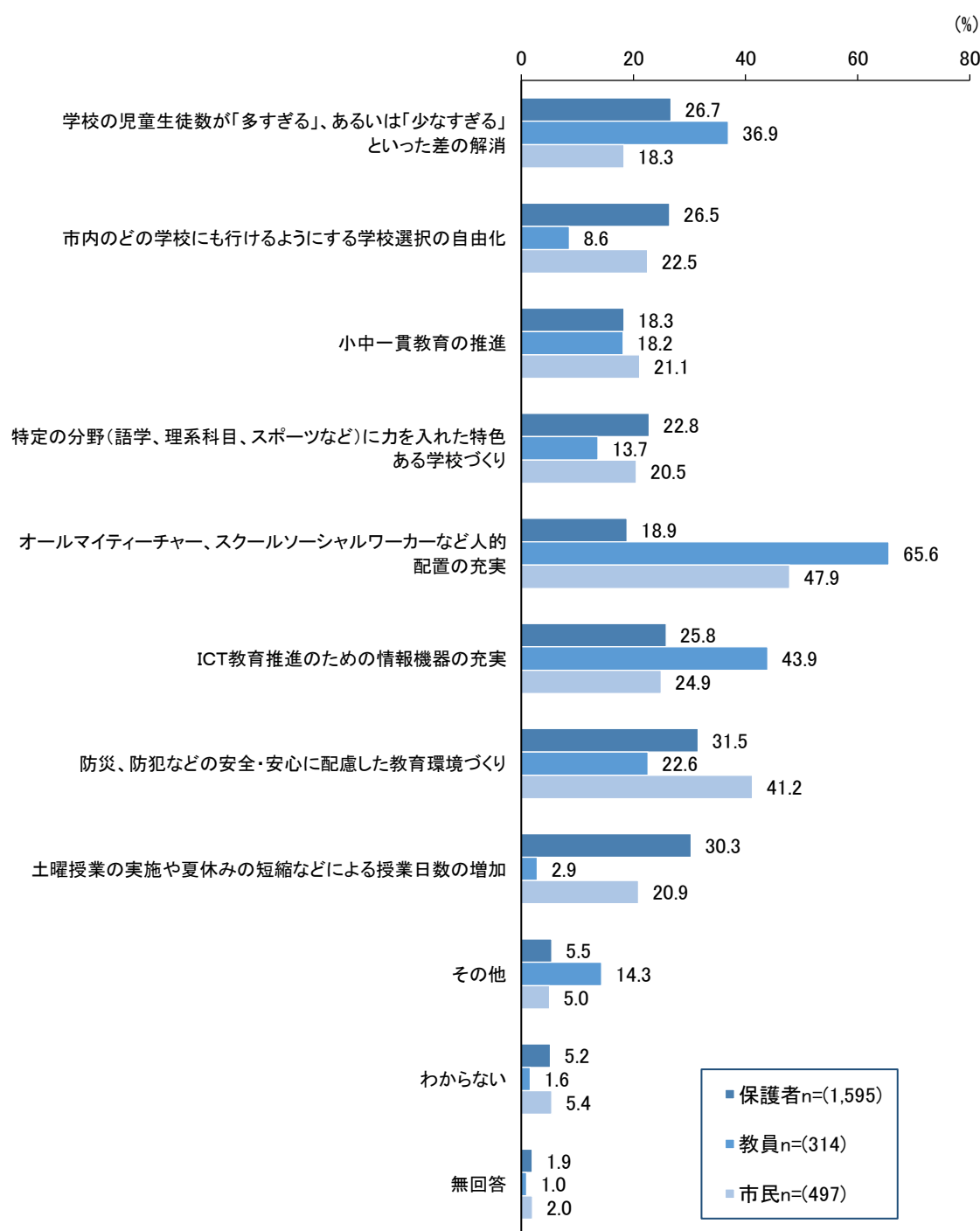
保護者の結果は、前回に比べ「生徒指導の充実」が大きく比率を伸ばし、新規項目の「放課後の子どもの居場所づくりの充実」も高い比率となりました。一方、エアコン整備、トイレ改修が進んだ結果、「学校施設の充実」は比率を下げています。

教員の結果は、新規項目の「特別支援教育の充実」が、保護者、市民の回答に比べ高い比率となっています。

市民の結果は、保護者同様、「生徒指導の充実」「放課後の子どもの居場所づくりの充実」が高い比率となっています。また、前回に引き続き「道徳教育、人権教育の充実」が高い比率となっています。

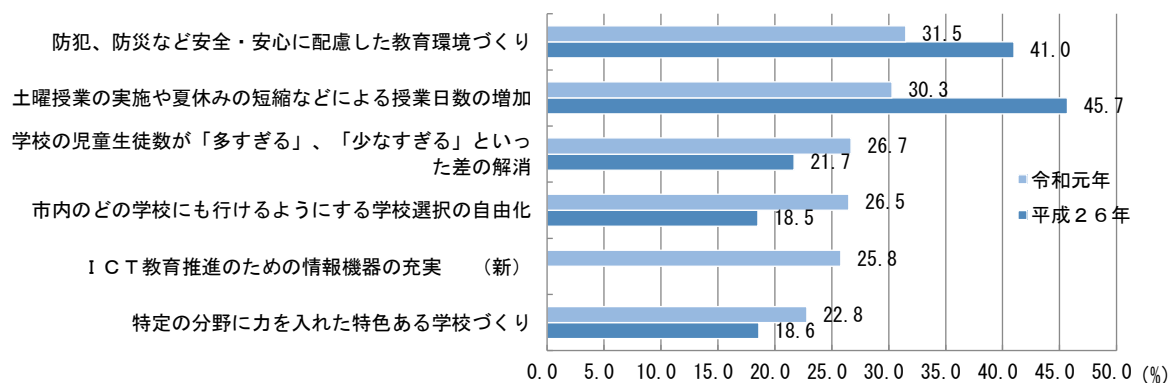
三者に共通しているのは、「学力の育成」「教職員の資質向上」「生徒指導の充実」が挙げられます。

■教育環境の変化に対応するために取り組むべきこと【複数回答】（令和元年度）

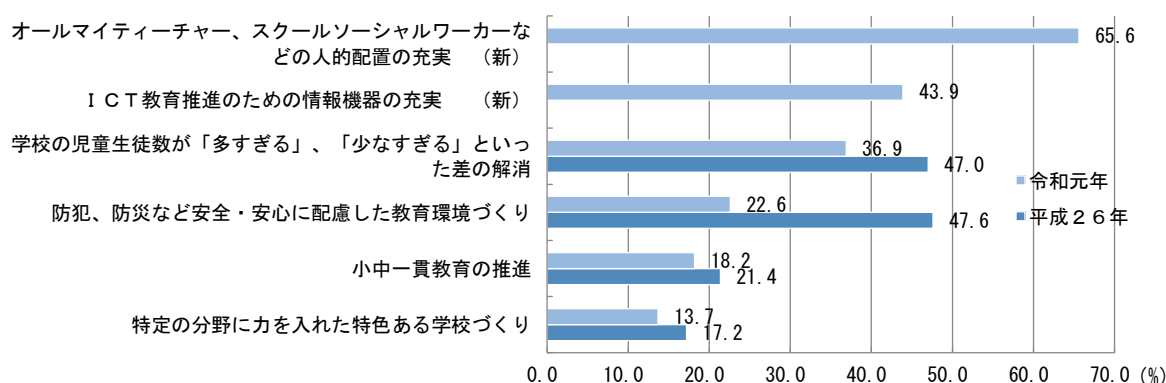


《前回調査時（平成２６年）との比較》

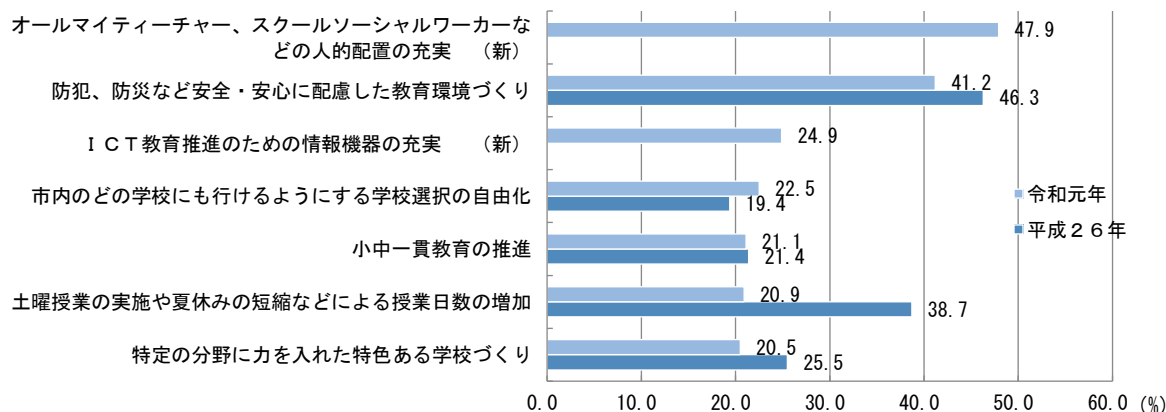
【保護者】



【教 員】



【市 民】



保護者の結果は、前回に比べ、「土曜授業の実施等による授業日数の増加」の比率が下がる一方、「学校選択の自由化」「児童生徒数の学校間格差の解消」が比率を上げています。

教員の結果は、新規項目の「人的配置の充実」が突出しています。

市民の結果は、教員同様、「人的配置の充実」が高い比率となっています。また、「防犯、防災など安全・安心な教育環境」も前回と同様に高い比率となっています。一方、保護者同様「土曜授業の実施等による授業日数の増加」は大きく比率を下げています。

三者に共通しているのは、前回同様に「防犯、防災など安全・安心な教育環境」及び新規項目の「ＩＣＴ教育推進のための情報機器整備」が挙げられます。また、教員の働き方改革が求められる中、教員及び市民の１番目が「人的配置の充実」となっています。

Ⅱ 計画の基本方針

1 基本理念

本市では、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度を計画期間とした第一次計画及び平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とした第二次計画において、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とし、生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進に取り組んできました。

現在、少子高齢化やグローバル化、技術革新が進展し、「人生 100 年時代」や「超スマート社会（Society5.0）」を迎えようとしています。さらには、「新しい生活様式」を踏まえた教育活動、学びの保障を行っていく必要があります。

そのような中で、子どもたちが、変化が激しく予測困難な社会を生き抜くために必要な力を身に付けるとともに、社会の持続的な発展を支える担い手となるために、教育が果たす役割はますます重要となっています。

一人ひとりの子どもが、夢や志を持って人生を切り拓き、未来社会の創り手となるために、必要な資質・能力を育む教育の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが、郷土に誇りを持ち、生涯にわたって学び、生きがいを高め、多様な人々と連携・協働しながら、心豊かに暮らせる思いやりのある市民社会の実現を目指し、第三次川越市教育振興基本計画の基本理念を「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」と定めます。

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

2 3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

1 志を高くもち、自ら学び、考え、行動する子どもの育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、変化を前向きに受け止め、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、それらを他者とのかわりあいや実生活の中で活用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが必要です。

本市では、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」という観点を重視した授業改善を含め、教育委員会と学校が計画的・継続的に取り組む様々な施策を通して、子ども一人ひとりの志や意欲、自己肯定感を高め、子どもたちが将来、よりよい社会や人生を自ら切り拓いていくことのできる力を育成する教育を推進していきます。

2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備

子どもたちの確かな学力や、豊かな心と健やかな体を育成していくためには、子どもたちが安心して学習できる環境を確保することが重要です。

子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、学校施設・設備の整備・充実に取り組むとともに、学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と家庭、社会とのつながりを維持し、学びを保障できる環境の整備や、子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、教職員の資質・能力の向上と業務改善を図るなど、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

本市には先人から受け継いだ多くの歴史的遺産があり、伝統文化が息づいているほか、それぞれの地域の特色を生かした様々な活動が行われています。また、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高めることが大切です。

市民の自主的な地域活動や学習活動を支援することにより、生きがいを高めていくとともに、学びの成果を地域社会の課題解決につなげていく活動を通して、郷土に誇りを持ち、世代を超えて人々がふれあう、思いやりのある社会の実現を目指します。

基本理念

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

3つの目標

- 1 志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成
- 2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備
- 3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

9つの施策

- | | |
|-----|------------------|
| 施策1 | 確かな学力の育成 |
| 施策2 | 豊かな心と健やかな体の育成 |
| 施策3 | 自立する力の育成 |
| 施策4 | 多様なニーズに対応した教育の推進 |
| 施策5 | 教育の質を高める環境の充実 |
| 施策6 | 学びを支える教育環境の整備・充実 |
| 施策7 | 家庭・地域の教育力の向上 |
| 施策8 | 生涯学習活動の推進 |
| 施策9 | 文化財の保存と活用 |

4 重点的な取組

基本理念の実現に向けて、特に、次代を担う子どもたちがたくましく未来を切り拓き、よりよい社会を築いていくために必要な力を育成することが重要です。そのため、本市の児童生徒の現状、学習指導要領の実施、第二次計画期間での課題などを踏まえ、9つの施策のうち、今後5年間、特に力を注ぐべき施策を、次のとおり重点施策として選定します。

その他の施策についても本市教育にとって大切なものであり、教育委員会として全力を挙げて取り組んでいきます。

重点施策

確かな学力の育成

豊かな心と健やかな体の育成

学びを支える教育環境の整備・充実

5 施策の体系

施策1 確かな学力の育成

施策の柱	細施策
(1) 学力向上の推進	①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進 ②各種調査結果の分析・活用 ③少人数指導の推進 ④ICT活用の推進 ⑤家庭学習の充実
(2) 校種間連携の推進	①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携 ②小中連携、小中一貫教育の推進
(3) グローバル化に対応する教育の推進	①英語指導助手の配置事業の充実 ②小学校・中学校英語教育の充実
(4) 学校教育の情報化の推進	①情報活用能力の育成 ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成 ③教育の情報化に関する推進体制の充実 ④ICT環境の整備 ⑤ICT活用の推進（再掲）

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱	細施策
(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実 ②規律ある態度の育成の推進 ③伝統や文化に関する教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤体験活動の充実
(2) 生徒指導の充実	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実
(3) 健康の保持増進と体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②「いのちの教育」の推進 ③食育の推進 ④体力向上の推進

施策3 自立する力の育成

施策の柱	細施策
(1) 進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実 ②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実
(2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成	①主権者教育の推進 ②環境教育の推進 ③消費者教育の推進

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

施策の柱	細施策
(1) 特別支援教育の充実	①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ②就学支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進
(2) 一人ひとりの状況に応じた支援	①多様化する学校課題を解決する事業の推進 ②外国人児童生徒支援の充実 ③教育機会均等化のための支援

施策5 教育の質を高める環境の充実

施策の柱	細施策
(1) 教職員の資質向上	①教職員研修の充実 ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成 ③教職員研修の効果的な実施
(2) 教職員の働き方改革	①勤務時間を意識した働き方の推進 ②事務負担軽減への取組 ③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり
(3) 魅力ある市立川越高等学校づくりの推進	①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進 ②進路指導力向上のための教職員研修の充実 ③中学校・市立川越高等学校連携の推進 ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実
(4) 市立特別支援学校の充実	①市立特別支援学校の整備・充実 ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

施策6 学びを支える教育環境の整備・充実

施策の柱	細施策
(1) 学校施設の整備・充実	①小・中学校施設大規模改造工事の推進 ②小・中学校重要設備の更新 ③小・中学校空調設備設置の推進 ④学校図書館の充実
(2) 小・中学校の適正規模・適正配置	①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討
(3) 学校給食の充実	①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	①安全教育の推進 ②防災教育の推進 ③学童保育の充実
(5) 教育センターの充実	①教育センター施設の整備・開放の充実 ②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

施策7 家庭・地域の教育力の向上

施策の柱	細施策
(1) 家庭や地域の教育力向上	①家庭教育の支援 ②社会教育関係団体への支援 ③地域の教育活動への支援
(2) 家庭・地域と学校の連携・協働	①コミュニティ・スクールの導入の推進 ②外部人材の積極的活用 ③学校評価の活用 ④学校・家庭・地域の連携推進 ⑤放課後子供教室の推進

施策8 生涯学習活動の推進

施策の柱	細施策
(1) 市立公民館の充実	①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習 ②生涯学習活動の拠点としての公民館の運営 ③公民館を活用した子どもの居場所づくりの推進 ④公民館の設置及び既存公民館の整備
(2) 市立図書館の充実	①図書館サービスの充実 ②図書館を利用した学習活動の推進 ③図書館施設運営整備事業の推進
(3) 市立博物館の充実	①展示機能の充実 ②郷土資料の収集・保存 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化 ④博物館・蔵造り資料館の整備
(4) 人権教育の推進	①人権教育の充実 ②人権教育指導者の養成 ③関係機関・団体等との連携

施策9 文化財の保存と活用

施策の柱	細施策
(1) 文化財の保存と活用	①文化財の保存と活用 ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成 ③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ④河越館跡の整備・活用 ⑤山王塚古墳の保護
(2) 地域の歴史や伝統文化の継承	①文化財保護意識の啓発 ②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

第 2 章 各論

施策 1 確かな学力の育成

施策の柱（１）学力向上の推進

- ①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
- ②各種調査結果の分析・活用
- ③少人数指導の推進
- ④ＩＣＴ活用の推進
- ⑤家庭学習の充実

■現状

- ・全国学力・学習状況調査及び諸調査の結果から課題を把握し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図っています。
- ・川越市中学生学力調査では、３年生を対象に年３回、川越市独自の実態に応じた問題を作成し実施しています。
- ・「川越市小・中学生学力向上プラン」を策定し、教育委員会と学校が目標と指導方法を共有しています。
- ・学校指導訪問により、教員一人ひとりの指導力向上を図っています。
- ・小学校での教科担任制については、学校の状況に応じて実施されています。国から、令和４年度から教科担任制を小学校高学年で本格的に導入することが示されました。
- ・これまでの教育実践の蓄積とＩＣＴの効果的な活用をミックスしていくことで、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を計画しています。
- ・学力向上の推進のため、各学校の課題に応じてオールマイティーチャー※を配置しています。

■課題

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、判断の根拠や理由を明確にした自分の考えを表現する力の育成が必要です。
- ・特に思考力・判断力・表現力等の育成に努める必要があります。
- ・全国学力・学習状況調査及び諸調査において、小学生及び中学生で、平均正答率が全国平均を下回っている学年・教科があるため学力向上対策が必要です。
- ・児童生徒の家庭学習に取り組む意識の差を埋める必要があります。
- ・各教科等の特質を踏まえた「対話・協働による学び合い」による授業改善が求められています。
- ・臨時休業にも、学習を保障できるように対応する必要があります。

※オールマイティーチャー：積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

■施策の内容

①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するため、「川越市小・中学生学力向上プラン」で示す授業スタンダードの定着と、より一層の浸透を図ります。
- ・学校指導訪問により教員一人ひとりの指導力向上を図り、学校の教育力向上を目指します。
- ・学力向上に係る研修会を充実させ、令和2年度から同4年度までの3カ年計画で授業スタンダード「川越市小・中学生学力向上プラン」を確立し、教員の指導力を向上させます。また、各学校の「川越市小・中学生学力向上プラン」の取組について共有を図ります。
- ・市立小・中学校に理科教育に係る支援員（理科実験助手）を配置し、実験・実習の準備や補助を行い、体験的な学習及び個別指導などの充実を図ります。
- ・小学校高学年での教科担任制導入を積極的に進められるよう、モデル校研究などを通して、教科担任制の導入を図ります。

②各種調査結果の分析・活用

- ・各学校に担当指導主事等を配置し、埼玉県学力・学習状況調査等の分析から、各学校の実態に応じた課題解決を図り、授業改善に活用します。
- ・全国学力・学習状況調査と埼玉県学力・学習状況調査において、小中連携校ごとに、実態に合った分析を行います。
- ・川越市中小学生学力調査の結果分析により、学力向上・指導力向上及び進路指導の充実を図ります。

③少人数指導の推進

- ・児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動を推進するため、オールマイティーチャーを配置し、少人数指導やチーム・ティーチングなどの指導の充実を図ります。
- ・オールマイティーチャーによる支援により、児童生徒の学ぶ意欲と自己肯定感を高める、安定感と活力のある学級づくり、自分自身を素直に表現でき、自分や相手と率直に向き合える学級づくりを推進します。

④ICT活用の推進

- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習を推進します。
- ・ICTを活用した双方向型の授業を推進します。
- ・児童生徒一人ひとりの考えを共有し、多様な意見にも触れられるようにします。

⑤家庭学習の充実

- ・ICTを日常的・効果的に活用した家庭学習を推進します。また、長期にわたる臨時休業を実施した場合に、家庭にネットワーク環境がなく、かつ経済的に支援が必要な家庭に対して、モバイルWi-Fiルーターを貸与するなどして、家庭でICTを活用した学習を実施できるようにします。
- ・各種調査の結果の分析から課題を把握し、「川越市小・中学生学力向上プラン」に家庭学習の進め方を掲載し、家庭学習の充実を図るとともに、家庭学習に取り組む意識についても高めていきます。

施策の柱（２）校種間連携の推進

①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携

②小中連携、小中一貫教育の推進

■現状

- ・各学校が近隣の学校等と連携し、教職員や児童生徒間での交流を通し、「小１プロブレム※」や「中１ギャップ※」といわれる幼稚園、保育園、認定こども園（以下「園」という。）・学校間の接続期における児童生徒の不適應の解消に努めています。
- ・川越市幼児教育振興審議会※にて園・小学校の連携の在り方や各年の研究実践について話し合い、研究主題の設定や研修会を実施するとともに、園・市立小学校の教職員等が参加する研修会を実施し、園・小学校の円滑な接続と幼児教育の充実を図っています。
- ・市立小・中学校を８つのブロックに分け、ブロックごとに担当指導主事を配置する等サポートするとともに、情報や課題等を共有しながら、接続校同士の連携を進めています。

■課題

- ・園・学校間の接続期における児童生徒の不適應の解消を図るとともに、幼児期の教育及び９年間を通して、必要な資質・能力を育成するため、関係機関、関係者が連携した継続的な取組が必要です。
- ・認定こども園の増加など、私立保育園、私立幼稚園等の近年の変化に応じ、より一層の円滑な連携を図る必要があります。
- ・学習指導要領の改訂の経緯等を踏まえ、教科等について教育課程の編成及び９年間の系統性を意識した学習を進める必要があります。
- ・園・小・中学校で育てたい幼児・児童・生徒像の共有や連携事業の推進により、円滑な接続を図るとともに、小・中一貫教育を意図した教育課程を編成する必要があります。

■施策の内容

①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携

- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を、学校・園において共有し、それぞれの教育・保育に生かすとともに、就学前の幼児期の育みや学びを小学校に受け継ぎ、次の段階である児童期の学びと育ちに発展させます。そのことで、「小１プロブレム」の解消や学力向上を図ります。
- ・川越市幼児教育振興審議会にて園・小学校の連携の在り方や各年の研究実践について話し合い、研究主題の設定や研修会の開催などを通じて、園・小学校の円滑な接続と幼児教育の充実を図ります。
- ・園・市立小学校の教職員等へ教育委員会主催の研修会を開催し、幼児教育の充実を図ります。

※小１プロブレム：入学したばかりの小学校１年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。

※中１ギャップ：中学校に入学し、学習や生活の変化に馴染めず、不登校やいじめ等が急増する現象。

※幼児教育振興審議会：川越市幼児教育振興審議会条例に基づき、教育委員会の諮問に応じ、幼児教育の振興に関し審議することを目的として設置。

②小中連携、小中一貫教育の推進

- ・ 小学校と中学校が連携し「中１ギャップ」の解消を図ります。
- ・ 各ブロックの小学校と中学校が、小中連携計画書に基づいた連携を図ります。
- ・ 教科等について9年間の系統性を踏まえた学習を推進します。
- ・ 小中連携研究委嘱校の研究成果を生かし、教育課程の連携を更に推進させ、小中一貫教育の充実を図ります。

施策の柱（３）グローバル化に対応する教育の推進

①英語指導助手の配置事業の充実

②小学校・中学校英語教育の充実

■現状

- ・英語指導助手を市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒がネイティブの英語に親しむよう取り組んでいます。
- ・小学校第３・４学年では「聞くこと」「話すこと」の言語活動を通してコミュニケーションを図る素地を養う外国語活動を、第５・６学年では「読むこと」「書くこと」を加え、コミュニケーションを図る基礎を養う教科として外国語を実施しています。
- ・中学校では、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の４技能５領域をバランスよく育成する英語教育を実施しています。

■課題

- ・グローバル化に対応した英語教育の充実に向け、英語によるコミュニケーション能力などの育成が一層求められています。
- ・小学校と中学校間で円滑な学びの接続を行うために、教員の指導力の向上や授業の工夫改善を図る研修をより充実させていく必要があります。

■施策の内容

①英語指導助手の配置事業の充実

- ・英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、「聞くこと」「話すこと」等の技能を伸ばすため、市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手の活用方法の充実を図ります。
- ・英語指導助手を対象とした研修会や全学校への英語教育推進訪問を実施し、外国語活動・外国語科の指導方法の工夫・改善、児童生徒とのよりよい接し方等について、英語指導助手の資質向上を図ります。

②小学校・中学校英語教育の充実

- ・外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化に伴い、外国語活動・外国語科における授業等の充実・改善を図るため、外国語活動・外国語科研究委員会等において教材・指導資料等を作成し、各学校に配布して活用します。
- ・小学校・中学校間における円滑な学びの接続を行うために、市立小・中学校の外国語活動・外国語科の授業を担当する教員等を対象とした研修、授業公開、合同研修等を実施し、教職員の外国語の指導力向上を図ります。

施策の柱（４）学校教育の情報化の推進

- ①情報活用能力の育成
- ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成
- ③教育の情報化に関する推進体制の充実
- ④ＩＣＴ環境の整備
- ⑤ＩＣＴ活用の推進（再掲）

■現状

- ・学習指導要領では、情報活用能力※は、言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ学習の基盤となる資質・能力の一つと位置付けられました。なお、小学校学習指導要領では、新たにプログラミング教育※が位置付けられました。
- ・ＧＩＧＡスクール構想の実現に対応するために、外部人材を活用してＩＣＴ環境を整備し、高速大容量の通信ネットワーク、児童生徒一人１台の情報端末、大型提示装置等のＩＣＴを活用した学習活動等を実施しています。
- ・教員のＩＣＴ活用指導力※の向上を推進するための研修会を実施しています。
- ・家庭の情報端末を用いて、学習アプリの利用を行っています。
- ・川越市学校教育情報化推進計画を策定し、計画に沿って学校教育の情報化を進めています。

■課題

- ・学習指導要領に位置付けられている情報活用能力の育成と、ＧＩＧＡスクール構想に対応した学校教育の実現が求められています。
- ・情報セキュリティに対する意識の醸成、情報モラルの育成が必要です。
- ・教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る必要があります。
- ・学校で活用しているＩＣＴの情報セキュリティの継続的な強化と、ＩＣＴに関するトラブルへの対応や機器の設定などへの専門的かつ継続的な対応が必要です。
- ・高速大容量の通信ネットワークや情報端末の保守整備、教職員や児童生徒のアカウント管理等、ＩＣＴ環境の継続的な充実が必要です。
- ・家庭学習において、全ての児童生徒がＩＣＴを活用できるような環境が必要です。
- ・臨時休業の場合も学びの保障、学校と児童生徒の通信手段を確保する必要があります。

※情報活用能力：世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

※プログラミング教育：コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習する教育。

※ＩＣＴ活用指導力：「教員のＩＣＴ活用指導力チェックリスト」として文部科学省より策定・公表しているが、その範囲は、授業におけるＩＣＴ活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務にＩＣＴを活用できることも含まれる。

■施策の内容

①情報活用能力の育成

- ・児童生徒の情報活用能力を育成するために、ＩＣＴを活用した学習活動の実施に係る指標を設定し、各学校においてＩＣＴを活用した学習活動を推進します。
- ・児童生徒のプログラミング的思考※等の育成を図ります。

②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成

- ・ＩＣＴの間違った利用が、個人や社会に経済的・精神的損害を与えることを児童生徒が理解し、正しい情報活用方法を学ぶなど、新たな情報倫理上の課題に対応できる情報セキュリティや情報モラルに関する資質・能力の育成を図ります。

③教育の情報化に関する推進体制の充実

- ・ＩＣＴを日常的・効果的に活用するため、教員のＩＣＴ活用指導力の向上に努めるとともに、ＩＣＴ支援員をはじめとした専門的な知識を有した外部人材を継続的に活用します。

④ＩＣＴ環境の整備

- ・ＩＣＴを日常的・効果的に活用した学習活動を実現するために、高速大容量の通信ネットワークや情報端末の保守整備、教職員や児童生徒のアカウント管理等、ＩＣＴ環境を継続的に充実させていきます。

⑤ＩＣＴ活用の推進（再掲）

- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習を推進します。
- ・ＩＣＴを活用した双方向型の授業を推進します。
- ・児童生徒一人ひとりの考えを共有し、多様な意見にも触れられるようにします。

※プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組合せたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

施策 2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱（１）豊かな心を育む教育の推進

- ①道徳教育の充実
- ②規律ある態度の育成の推進
- ③伝統や文化に関する教育の充実
- ④読書活動の充実
- ⑤体験活動の充実

■現状

- ・各学校で「川越市の道徳教育」「川越市小学校教育課程指導・評価資料（道徳）」及び「川越市中学校教育課程指導・評価資料（道徳）」を活用した授業実践を行っています。
- ・「約束や決まりを守ることができる」など「規律ある態度」を意識して生活している児童生徒の割合は、どの学年も高い割合となっていますが、小学校４～６年生、中学校２年生における「進んであいさつをする」、小学校４～６年生、並びに、中学校１～３年生における「話を聞き発表する」ことの児童生徒の実態が８割を下回っています。
- ・川越の歴史、自然、文化、産業など様々な分野における郷土学習を推進しています。
- ・小江戸読書マラソン※、小江戸中学生読書手帳※などを活用し、読書活動を推進していますが、一人あたりの年間読書冊数は平成 29 年度を境に減少傾向です。
- ・市立図書館職員が学校を訪問し、本の紹介及び読み聞かせ事業を行っています。
- ・文化的行事、体験的活動により、豊かな情操及び多様な文化を尊重する心を育成しています。

■課題

- ・児童生徒の志や自己肯定感を育てるとともに、社会性、感動する心を育む学習指導を充実させる必要があります。
- ・答えが一つではない道徳的な課題を、児童生徒一人ひとりが自分自身の問題として捉え、向き合う「考え議論する道徳」の授業を実践する必要があります。
- ・児童生徒の道徳性を養うためには、学校の教育活動だけでなく、家庭とも連携した取組が必要です。
- ・授業等における「話を聞き発表をする」ことを意識した学習活動を積極的に取り入れ、対話的な学習の充実を図っていく必要があります。
- ・「規律ある態度」の育成については、小学校と中学校への確実な引継ぎと連携及び家庭との連携を図ることが必要です。

※小江戸読書マラソン：児童の読書活動の促進を図る事業。30 冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。

※小江戸中学生読書手帳：市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から 50 冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校 1 年生に配布。

■施策の内容

①道徳教育の充実

- ・児童生徒の豊かな心を育成するため、道徳科の全体計画及び年間計画に基づき、道徳教育推進教師※を中心とした指導体制を強化し、道徳教育の充実を図ります。
- ・「考え議論する道徳」の授業を実践するため、教員研修を推進します。
- ・道徳科の授業を保護者や地域に公開するなど、家庭・地域と連携した道徳教育を推進します。

②規律ある態度の育成の推進

- ・埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査及び市で実施している「規律ある態度」の調査の結果を分析するとともに、毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することで、学校と家庭が連携し、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成に努めます。

③伝統や文化に関する教育の充実

- ・各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を通して、日本及び川越の伝統文化の理解や国際理解教育を推進します。
- ・児童生徒による地域行事への積極的な参加や市内教育施設の利用を通して、川越の歴史、人物等の魅力を体感する活動を推進します。
- ・文化スポーツ部主催の「子ども文化芸術体験事業」の活用や市立美術館との連携事業を通して、児童生徒の文化芸術体験の充実を図ります。

④読書活動の充実

- ・読書活動を通して児童生徒が言語を学び、表現力を高め、感性を磨き、想像力を豊かなものにしていく過程で、豊かな情操を育成します。
- ・保護者に対して、読書活動に関する情報提供を行い、家庭における読書習慣の重要性について共通理解を図ります。
- ・引き続き、小江戸読書マラソンや、小江戸中学生読書手帳により、読書活動を推進します。
- ・図書や図書館への興味・関心を持たせるため、市立図書館職員の学級訪問等を通じて、読書活動の推進に努めます。
- ・小・中学生に薦めたい図書のリーフレットを作成し、児童生徒が読書に親しむ環境の充実に努めます。
- ・市立小学校・中学校・特別支援学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図ります。

⑤体験活動の充実

- ・校外の自然体験や農業体験を通して、学校における体験学習活動の充実を図ります。
- ・市立小・中学校児童生徒を対象に、福祉体験、異文化体験、農業園芸体験等、地域や学校の実態に応じた特色ある教育活動を創造し、実施します。

.....
※道徳教育推進教師：道徳教育の推進を主に担当する教師で、各校に1名配置されている。平成元年度改訂の学習指導要領から位置付けられている。

施策の柱（２）生徒指導の充実

①いじめ防止対策の推進

②不登校対策の推進

③教育相談の充実

■現状

- ・「いじめ防止対策等推進法」に基づき、平成 26 年に策定した「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、いじめの未然防止、早期対応等の取組を推進しています。
- ・川越市いじめ問題対策委員会※において指摘を受けた、いじめ防止等に関する各施策、取組等の意見に基づいて、いじめ防止対策を推進しています。
- ・教育委員会が毎学期、全学級の「生徒指導推進訪問」を行い、児童生徒の状況やいじめ問題を含む生徒指導上の諸問題を把握し、教職員がいじめの「認知」について共通認識を持ち、未然防止・早期対応できるように取り組んでいます。
- ・「いきいき登校サポートプラン※」に基づき、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等、多様な立場の専門家や関係機関が連携して不登校の原因となる様々なケースに対応することができる体制の充実を図っています。
- ・スクールカウンセラーや臨床心理士、さわやか相談員等の配置により、学校における教育相談体制の充実を図っています。
- ・スチューデントサポーター※を学校に派遣し、不登校児童生徒の現状に対応しています。
- ・教育センター第二分室の開設と川越市民サービスステーションでの相談を開始しました。

■課題

- ・全国学力・学習状況調査の質問紙調査において「いじめはどんな理由があってもいけない」という回答を選ばなかった児童生徒が一定程度いる状況が毎年続いているため、「いじめは絶対にゆるされない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる必要があります。
- ・いじめを重篤化させないよう、学校と家庭、地域、関係機関と連携を図る必要があります。
- ・インターネットやSNS※を通して発生するいじめ等に対しては、迅速に対応する必要があります。
- ・不登校児童生徒数及び相談の増加に伴い、これまで以上に学校・家庭・多様な立場の専門家や関係機関との専門家同士の連携を図るとともに、専門家からの助言を生かし、不登校解消に向けた相談体制の充実を図る必要があります。
- ・児童生徒の不登校未然防止のための手立てを周知、実践していく必要があります。
- ・児童生徒及び保護者の相談内容は、多様化、複雑化しており、児童生徒の実態に応じて適切に対応していく必要があります。
- ・学校や教育センター第一分室（リベアラ）等の相談体制の周知に努めるとともに、保護者と連携していく必要があります。

※川越市いじめ問題対策委員会：本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、PTA代表で組織した委員会。

※いきいき登校サポートプラン：不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。

※スチューデントサポーター：地元の大学で心理学を学び、不登校児童生徒の支援を行うために学校、家庭等に派遣している学生。

※SNS：Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

■施策の内容

①いじめ防止対策の推進

- ・「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応するとともに、学校の「学校いじめ対策委員会」の機能を充実させ、いじめの積極的な認知、組織的な対応の徹底を図ります。
- ・SNS等を通して発生するいじめの防止対策、学校指導体制や相談体制の整備、いじめ相談窓口の周知に努めます。
- ・児童生徒が自らいじめ問題について考え、いじめ問題に正面から向き合い、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成できるように努めます。
- ・児童生徒一人ひとりの自分に自信を持つ自己肯定感や自分は役に立っているという自己有用感を育み、学級、学年への所属感が高まるような学校経営に努め、いじめ防止を推進します。
- ・定期的にアンケート調査や教育相談等を実施することにより、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場を作ります。
- ・教職員の生徒指導力の向上、いじめ問題対応等の資質能力の向上を推進するとともに、専門性を生かした関係職員・機関との連携や調整を積極的に推進します。
- ・児童生徒の代表がいじめの未然防止等について話し合う、川越市小・中学校児童生徒連絡協議会等を活用し、いじめの未然防止に自発的に取り組む児童生徒の育成に努めます。

②不登校対策の推進

- ・小・中学校における不登校問題の解消に向けて、「いきいき登校サポートプラン」を推進し、学校、家庭、多様な立場の専門家、地域が連携し、一体となった取組を進めます。
- ・いじめ・不登校対策検討委員会※において、協議内容や成果物を基に不登校問題の未然防止や早期発見・早期対応に向け、具体的な取組を推進します。
- ・学校・家庭及び福祉関連機関との連携や、ICTの活用などにより、不登校や不登校傾向にある児童生徒の支援の充実を図ります。
- ・臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した相談体制の充実を図ることと、不登校児童生徒や保護者を支援し、不登校解消を目指します。

③教育相談の充実

- ・全市立中学校配置のさわやか相談員の資質向上を図るとともに、特色あるさわやか相談室づくりを推進し、不安や悩みを持つ児童生徒が相談しやすい教育相談体制を推進します。
- ・スクールカウンセラーや教育センター第一分室（リバーラ）の臨床心理士など、専門的知識を有する人材を活用した教育相談体制の充実及び教職員研修会や保護者向けセミナー等での活用の周知を図るとともに、リバーラ、教育センター第二分室の他、教育センターや川越市民サービスステーションを活用し、幅広く、児童生徒、保護者、学校に寄り添う教育相談を行います。

※いじめ・不登校対策検討委員会：いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。

施策の柱（３）健康の保持増進と体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②「いのちの教育」の推進
- ③食育の推進
- ④体力向上の推進

■現状

- ・学校と学校医、学校歯科医が連携し、児童生徒の健康診断、健康相談及び保健指導を適切に行い、感染症予防や健康課題の解決に努めています。
- ・学校と学校薬剤師が連携し学校環境衛生検査を実施し、学校薬剤師から指摘のあった事項については、適切な改善に努めています。
- ・各学校において、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症予防のために、学校教育活動全体を通じて、感染症対策に努めています。
- ・がん教育、救命教育、性教育を小・中学校で推進しています。
- ・教育活動全体を通じて、食に関する指導の充実を図っています。
- ・栄養士が全市立小学校２年生を対象に、食品の栄養素の働きやバランスのとれた食事の大切さ等についての学習指導を実施しています。
- ・栄養教諭※の指導体制の整備を推進するとともに、学校・家庭・地域への食育に関する啓発や情報提供などを行っています。
- ・児童生徒の新体力テストの結果を踏まえ、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成を図っています。
- ・児童生徒体力向上推進委員会を組織し、テーマを設定し、体力向上、健康増進に向けた研究授業に取り組んでいます。
- ・近隣大学との連携による「トップアスリートふれあい事業」の実施を通して、児童生徒の体力向上の推進に取り組んでいます。

■課題

- ・家庭との連携を図るため、歯・口に関する指導、薬物乱用防止教室、性に関する指導等への保護者の参加を増やす必要があります。
- ・児童生徒の健康の保持のため、家庭・地域と連携した継続的な感染症対策に努める必要があります。
- ・がん教育、救命教育、性教育については、年間指導計画の中で体系的にカリキュラムに位置づけていくことが必要です。
- ・児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進をすることが必要です。
- ・日常生活において体を動かす機会が減少していることから、各学校においては、運動の機会や運動量の確保に取り組み、体力の向上を図ることが必要です。
- ・新体力テストへの取組では、小・中学校ともに二極化の傾向が表れていて、市立小・中学校の経年変化値はやや下降傾向です。

※栄養教諭：食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。

- ・体力向上授業研究会の取組では、小・中学校の学習内容を共有し、教育課程においても連携する必要があります。

■施策の内容

①学校保健活動の推進

- ・食物アレルギー・アナフィラキシー対応については、教職員研修の実施や関係機関との連携により学校における対応の充実を図ります。
- ・発達段階に応じた性に関する教育及び指導、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育の保健教育を推進します。
- ・基本的な感染症対策を継続するとともに、児童生徒及び教職員の感染症に対する意識が低下しないよう指導徹底し、学校における感染及び感染拡大のリスクを低減し、児童生徒の健康の保持増進と健やかな学びの確保に努めます。
- ・学校における感染症対策に関して、家庭・地域に適宜適切な情報発信を行い、理解・協力を得て、学校教育活動を柔軟かつ効果的に推進します。

②「いのちの教育」の推進

- ・全教育活動を通して命の大切さに関する指導を行い、自他の生命を尊重できる児童生徒を育成します。
- ・がんについての正しい理解と、健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒を育成します。
- ・救急救命に関する知識や、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法が実践できる児童生徒を育成します。
- ・市内関係機関と連携し、各学校で性に対する正しい知識を理解させ、全ての児童生徒が互いに理解・尊重でき、命を大切にする指導に取り組んでいきます。

③食育の推進

- ・児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に生きるための力を育むことを目的とした食育を進めます。
- ・研修会等を実施し、各学校の食育推進リーダーを育成します。
- ・食に関する指導を推進するため、栄養教諭や各学校の食育推進リーダーを中心とした指導体制の整備を推進し、学校・家庭・地域への啓発や情報提供などの充実を図ります。

④体力向上の推進

- ・新体力テストの結果を小学校段階から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することで、児童生徒一人ひとりの成長を支え、一人ひとりの体力を確実に伸ばす教育を推進します。
- ・児童生徒体力向上推進委員会を中心として授業研究会を行うとともに、市立小・中学校における体力アップ運動を推進します。
- ・近隣大学との連携による「トップアスリートふれあい事業」等の実施を通して、児童生徒の運動への関心を高め、運動好きな児童の育成を図ります。
- ・生徒の豊かな人間性を育み、体力向上にも資するよう「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」等を基に、部活動を実施します。

施策3 自立する力の育成

施策の柱（１）進路指導・キャリア教育の充実

①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実

■現状

- ・児童生徒が、学校では得られないことができない経験を、実際に職場で職業体験や福祉体験等を通して、生きる力の育成を図っています。
- ・児童生徒の進路指導・キャリア教育※の現状と課題について考え、教員の指導体制の充実を図るために、進路指導・キャリア教育研修会を実施しています。

■課題

- ・グローバル化や技術革新の進展など、社会の仕組みが複雑化する中で、児童生徒が自らの将来についてイメージを描きにくい状況となっています。
- ・「学ぶこと」「働くこと」「生きること」への関心・意欲等を培い、社会人として必要な基礎的・汎用的能力を育成していくことが重要です。
- ・児童生徒一人ひとりに働くことの意義や尊さを理解させ、正しい勤労観や職業観を育てることは重要となっており、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てる進路指導・キャリア教育の推進が求められています。

■施策の内容

①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

- ・川越市中学生社会体験事業※を実施し、地域の事業所等での体験活動を通して勤労観や職業観を養う機会の充実を図ります。

②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実

- ・児童生徒が主体的に、目的意識を持って自分の進路選択ができるよう、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
- ・児童生徒が自分自身のキャリア発達を継続的に記録し、「キャリア・パスポート※」を作成、蓄積することで、見通しと振り返りを行うことができる機会の充実を図ります。

※進路指導・キャリア教育：進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。

※川越市中学生社会体験事業：中学校1年生または2年生が連続する2日間または3日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。

※キャリア・パスポート：児童生徒が、自分自身の学習経験の記録を見通しと振り返りの視点をもって、小学校から高等学校までの12年間積み重ねていくもの。

施策の柱（２）主体的に社会の形成に参画する力の育成

①主権者教育の推進

②環境教育の推進

③消費者教育の推進

■現状

- ・ 児童生徒は、学校の教育活動全般を通じて、主権者としての義務や権利を学んでいます。
- ・ 児童生徒に対して税に関する正しい理解と知識が身に付くよう、社会科、総合的な学習の時間を通じて租税教育を行っています。
- ・ 学習指導要領に基づき、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に、教科横断的に、発達段階に応じた環境教育を行っています。
- ・ 学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、技術・家庭科等の教科において、発達段階に応じた消費者教育を行っています。

■課題

- ・ 令和４年４月から成年年齢が１８歳に引き下げられることから、義務教育段階からの、自立を促す教育、主権者教育※、消費者教育が、今まで以上に必要となっています。
- ・ 地球温暖化、森林の破壊、プラスチックによる海洋汚染、津波・風雨災害などの自然災害など、身近な環境課題から地球規模の課題まで、様々な環境問題が深刻さを増しています。
- ・ SNSやインターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルが増加しています。

■施策の内容

①主権者教育の推進

- ・ 将来、社会に関心を持ち、よりよい社会の在り方を主体的に考え判断し、社会の中で協調、自立できる児童生徒を育成するため、主権者としての自覚を培う教育の推進を図ります。
- ・ 児童生徒が社会で起きている事柄に興味・関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を培うため、現実の具体的な事象を模擬的に取り上げたり、議論を通して多面的・多角的に考えさせたりできるよう、児童生徒の発達の段階に応じた取組の充実を図ります。
- ・ 児童生徒に税の意義や役割を正しく理解させるために、地域や関係機関等と連携し、租税に関する教育に取り組んでいきます。

.....
※主権者教育：政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

②環境教育の推進

- ・ 未来の環境の保全・創造を担う児童生徒を育成するため、発達段階に応じて関係機関や地域と連携した体験活動の充実を図ることで環境教育を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに全員で創意工夫しながら取り組む川越市エコチャレンジスクール認定制度※を推進します。

③消費者教育の推進

- ・ 消費生活に関する知識を習得し、将来、適切な意思決定や消費行動ができる自立した消費者として、安心して安全な消費生活を営めるよう、発達段階に応じ、教科や特別活動等あらゆる学校活動を通して消費者教育の推進を図ります。

.....
※川越市エコチャレンジスクール認定制度：川越市環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに全員で創意工夫しながら取り組むことにより、学校の活動が環境に与える影響を削減するとともに、未来の環境の保全・創造を担う児童生徒を育成することをねらいとする事業。

施策 4 多様なニーズに対応した教育の推進

施策の柱（１）特別支援教育の充実

- ①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ②就学支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進

■現状

- ・通常の学級や特別支援学級※に、学級運営支援員※や特別支援教育支援員※を配置し、より丁寧な指導・支援が行えるようにしています。
- ・児童生徒に多様な学びの場を提供するため、通級指導教室や特別支援学級の新設・増設等の拡充を図っています。
- ・過去５年間の児童生徒数は大きく変化していませんが、特別支援学級の在籍者数は増加しています。
- ・丁寧な就学相談を行い、児童生徒一人ひとりに合った学びの場や学習内容について、保護者に情報提供を行っています。
- ・教育センター第二分室に就学相談専用の相談室を設置し、児童生徒や保護者が継続的に相談しやすい環境を整えています。
- ・就学相談の結果を学校と共有し、経過観察や巡回相談等を通して、児童生徒一人ひとりの支援の充実を図っています。
- ・発達障害や川越市の特別支援教育についての理解のために、教職員対象の特別支援教育に係る研修会、資料作成、特別支援学級の授業公開、保護者向けセミナーの開催などを行っています。

■課題

- ・平成 28 年度に施行された「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に沿った、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層必要です。
- ・連続性のある多様な学びの場の提供のため、特別支援学級の全校設置を進めていく必要があります。
- ・学びの場とする通常の学級・特別支援学級・特別支援学校において、個々の特性やよさを生かしていくためにはどのような支援や手立てが必要なのか、保護者への理解を深める必要があります。

※特別支援学級：障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。

※学級運営支援員：通常の学級において、生徒指導上や発達障害等で個別の配慮を必要とする児童生徒に支援を行うために配置する会計年度任用職員。

※特別支援教育支援員：障害がある児童生徒への学習・生活支援を行うために配置する会計年度任用職員。

■施策の内容

①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

- ・インクルーシブ教育システム※の構築を推進し、全ての児童生徒が十分に共に学ぶことや個に応じた指導・支援が受けられるように環境の整備に努めます。
- ・通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害※等のある子どもに対して、通級指導教室を活用し、障害に応じた支援の充実を図ります。
- ・市立小・中学校に設置している特別支援学級の児童生徒一人ひとりの実態や障害の特性等に応じた指導・支援の充実に努めます。
- ・特別支援学級の全校配置に向けて、今後も計画的な配置を進めていきます。

②就学支援の充実

- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、柔軟に学びの場を選択したり、支援方法を相談したりできるように継続的な就学相談を行い、個に応じた支援に努めます。
- ・川越市児童発達支援センターや就学前施設、学校、保護者等と情報を共有し、切れ目のない支援を行います。

③特別支援教育の理解・啓発の推進

- ・小学校5年生に「みんななかよく」、中学校1年生に「共に生きる」というパンフレットを活用した授業を行い、教職員、児童生徒の特別支援教育への理解と啓発の推進を図ります。
- ・管理職や特別支援教育コーディネーター※に対する特別支援教育に係る研修を充実させ、校内でケース会議を開くとともに、組織でよりよい支援の在り方を考え、実践していきます。
- ・保護者・地域・関係機関向けのセミナーの開催や特別支援学級授業公開を積極的に行い、より多くの方の特別支援教育の理解と啓発に努めます。

※インクルーシブ教育システム：すべての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を整備した教育システムのこと。

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

※特別支援教育コーディネーター：校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

施策の柱（２）一人ひとりの状況に応じた支援

①多様化する学校課題を解決する事業の推進

②外国人児童生徒支援の充実

③教育機会均等化のための支援

■現状

- ・支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒が年々増加傾向にあり、各学校の課題が多様化しています。
- ・学力向上の推進や生徒指導体制の充実など各学校の課題に応じて、オールマイティーチャーを配置しています。これにより、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動を推進することができ、学校の課題にも応じることができています。
- ・日本語指導を必要とする児童生徒の数は増加傾向で、特に中国語圏、タガログ語圏、ネパール語圏からの編入学が増えています。
- ・語学支援の必要のある学校へ、語学指導補助員、日本語指導員（中国語）を派遣しています。
- ・入学前の保護者の経済的負担を軽減するため、新入学児童生徒学用品費等の早期支給（３月）を開始しました。
- ・国や埼玉県の奨学金制度及び補助制度が拡充したことにより、本市育英資金貸付申請者が減少しています。
- ・篤志家からの寄附を基に、寄附金を原資とする給付型の大学奨学金支給事業を平成 29 年度に開始しました。

■課題

- ・多様化する各学校の課題に対応するため、語学指導員やオールマイティーチャーなどの人的配置を拡大し、配置校を増やすとともに、継続的な配置を行う必要があります。
- ・子どもたちの抱える問題は多様化、複雑化しており、学校と家庭、関係機関との連携が必要なケースが増えています。
- ・発達障害等だけでなく、生徒指導上の理由や不登校・別室登校など、個別支援を必要とする児童生徒数は年々増加しています。
- ・日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒が増え、また、その母国語の多様化によって、語学指導補助員に求められる言語も多様化しています。
- ・語学指導補助員の中で、多言語に対応できる日本語指導が可能な人材を、関係機関との連携を図り、増やしていく必要があります。
- ・日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒が増える中、本人・保護者とも日本語が全く話せないケースが増加しています。
- ・家庭の経済的事情により、学習の機会が阻まれることがないよう適正な就学援助制度の在り方について検討していく必要があります。
- ・川越市大学奨学金支給事業を継続するための財源確保が必要です。

■施策の内容

①多様化する学校課題を解決する事業の推進

- ・子どもたちの心の教育・学力向上・いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じ、オールマイティーチャーを配置し、課題解決を図ります。
- ・問題を抱えた児童生徒や保護者が、学校、家庭、地域、関係機関と連携して課題解決を図れるようにするため、スクールソーシャルワーカーの配置を進めていきます。
- ・一人ひとりのニーズに応じた支援の実現のために学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置を進めていきます。

②外国人児童生徒支援の充実

- ・各学校に在籍する外国籍児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、語学指導補助員、日本語指導員（中国語）の派遣を推進し、日本語指導や学校生活への適応指導の支援等、個に応じた教育の充実を図ります。
- ・日本語指導を必要とする児童生徒に対して、母国語での支援及び母国語に関わらず支援できる人材の確保を図ります。
- ・関係機関や庁内関係課と連携し、日本語教室等の周知等を図ります。
- ・学習者用コンピュータによる翻訳機能の活用や、来日後の日本語指導体制の研究を進めます。

③教育機会均等化のための支援

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助が行き渡るよう、引き続き就学援助制度の周知を行うとともに、国や他自治体の動向等を踏まえ、認定基準を含めた適正な制度の在り方について検討を行い、就学援助制度を推進していきます。
- ・高等学校、大学等への進学に対する支援は、国及び埼玉県の制度の拡充を考慮した上で、貸付型の育英資金制度の見直しも含め、経済的支援を真に必要としている方のための制度設計を行います。

施策5 教育の質を高める環境の充実

施策の柱（１）教職員の資質向上

- ①教職員研修の充実
- ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成
- ③教職員研修の効果的な実施

■現状

- ・中核市として教職員研修体系を確立させ、豊かな人間性、確かな指導力を持った教職員の育成を推進しています。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、教職員や学校のニーズに応える研修の充実を図っています。
- ・教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る経験者研修や、教職員の職務に応じた知識・技能等の習得を図る特定研修を実施しています。
- ・教職員自らが希望して参加できる専門研修の充実を図っています。
- ・教職員の年齢構成が大きく変化し、特に若手・中堅教職員の育成を図っています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染拡大状況に合わせた対応（机上研修・対面研修・オンライン研修）を行っています。
- ・個々の教職員が主体的に研修に参加し資質向上が図れるように、グループワークを通しての対話や演習などを多く取り入れています。

■課題

- ・教職員の職務遂行にあたり、経験段階に応じた知識・技能の習得や資質向上を図るため、教職員研修を一層充実させる必要があります。
- ・管理職として個別の事案に対応するための事例研究や、教職員の人事評価結果を人材育成などの人事管理へ適切に活用できる人事評価の研修が必要です。
- ・中堅教職員や臨時的任用教員の育成とともに、学習指導要領が目指す授業改善に対応するための研修を更に充実させる必要があります。
- ・教職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン型や対面型などの多様な実施方法を計画し、より効果的・効率的な研修計画が必要です。

■施策の内容

①教職員研修の充実

- ・教職員の経験段階に応じ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や管理職研修などを核とした経験者研修の充実を図ります。
- ・学習指導要領への対応や様々な教育課題に対応するため、教員の専門的スキルを高め、授業改善につながる専門研修の充実を図ります。
- ・教育者としての使命感、責任感を持ち、指導力のある意欲的な教員を育成するための研修を充実させるとともに、服務規律を守り、倫理観の向上を図るための研修を実施します。

②中堅教職員・臨時的任用教員の育成

- ・若手・中堅教職員の教育に対する識見を高め、資質・能力の向上を図り、学校運営の推進者となる人材を育成していきます。
- ・臨時的任用教員研修において、教職員の資質向上に関する指標を基とした研修を経験年数に合わせて計画し、臨時的任用教員の授業力を育成します。

③教職員研修の効果的な実施

- ・教職員の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面型・オンライン型の研修方法により、研修内容に適した時期で研修を実施します。

施策の柱（２）教職員の働き方改革

①勤務時間を意識した働き方の推進

②事務負担軽減への取組

③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

■現状

- ・学校に求められる役割が拡大し、教員の在校時間が年々増加しています。令和元年度、勤務時間を除く１日の平均在校等時間は、小・中学校とも２時間３０分を超えています。
- ・在校等時間の縮減に向け、在校時間記録システムにより把握した在校等時間について各学校へ情報提供を行い、働き方の見直しの資料としています。
- ・各学校は、定時退庁を推奨する「ふれあいデー」や、学校閉庁日とする「サマーリフレッシュウィーク」を設定しています。
- ・統合型校務支援システムを活用し、事務の効率化を図っています。

■課題

- ・教員の在校等時間の上限は月４５時間、年３６０時間のため、在校等時間の縮減を図る必要があります。
- ・教員へのアンケート結果から、直近１年間でストレスが「増加した」「少し増加した」との回答の合計も６割あり、教員へのメンタルヘルスケアが必要となっています。
- ・調査報告書の作成や、勤務時間外における電話対応等により、子どもと向き合う時間を十分に確保することが難しい状況です。
- ・統合型校務支援システムの効果的な運用を全校で行う必要があります。
- ・教員の在校等時間の縮減は、地域や保護者の理解・協力が必要です。
- ・県の制度の活用や効率的な業務の推進を踏まえて、計画的な年次休暇の取得を促していく必要があります。

■施策の内容

①勤務時間を意識した働き方の推進

- ・教職員の働き方について見直す機会となるよう、在校時間記録システムにより把握したデータを定期的に学校へ提供し、管理職を含めた教職員の意識改革を図ります。
- ・「ふれあいデー」の設定を推進します。
- ・保護者や地域に対して、学校における働き方改革に関する取組を理解してもらうよう周知します。

②事務負担軽減への取組

- ・統合型校務支援システムを活用するなど、国や県、市で求める調査報告について効率化が図れるよう検討を進めます。
- ・学校と教育委員会とが負担軽減についてともに研究する場をつくり、働き方改革を推進します。
- ・学習指導案や教材等を関係者で共有し、教員の教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、事務の効率化を図ります。
- ・教育委員会からの調査・照会業務の適正化（縮減）を行い、事務負担の軽減を図ります。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門性を持つ多様な職員と教員が協働し、「チーム学校」としての組織体制強化を図ることで、教員一人ひとりの負担軽減を図ります。
- ・部活動の意義や発達段階を踏まえた指導が行えるよう、外部指導者の活用を含めた地域と連携した活動を推進し、部活動顧問の負担軽減と持続可能な運営体制の構築に努めます。

③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

- ・ストレスチェックを実施し、高ストレス者が産業医と面談できる体制を整えます。
- ・ストレス状況を把握できるよう、セルフチェックシステムの活用を推進します。
- ・様々な問題、課題に対して、教職員一人で悩み、問題を抱え込むことのないよう、気軽に相談できる支援体制を構築します。

施策の柱（３）魅力ある市立川越高等学校づくりの推進

- ①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進
- ②進路指導力向上のための教職員研修の充実
- ③中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実

■現状

- ・ 学校生活のアンケートでは、生徒、保護者の約９割が「入学してよかった」と回答しています。
- ・ 募集人数に対する入学希望者（受検者）の倍率は、県内で高い比率となっています。
- ・ きめ細やかな指導を行うため、全学科・全学年で少人数学級編制（３５人学級）を実施しています。
- ・ 地元出身のリーダーを育成するため、地域特別選抜（募集定員の１０％程度）を実施しています。
- ・ 広く市内の中学生に市立川越高等学校の取組を周知するため、毎年１～３校の市立中学校を指定し、市立川越高等学校の教員による出前授業を実施しています。
- ・ 部活動の活躍を通して、学校の魅力を一層高めるため、部活動等外部指導者（野球、女子バレーボール、吹奏楽、体操）を導入しています。
- ・ 現在の校舎は築２５年以上経過し、計画的に改修を進めるため、平成３０年１１月に「川越市立川越高等学校大規模改修方針」を策定し、改修工事を進めています。
- ・ ＩＣＴ環境を整備するため、普通教室、特別教室等に無線ＬＡＮ工事を実施しました。

■課題

- ・ 少子化が進む中で、進学先として選ばれるよう、市立川越高等学校のより一層の活性化・特色化を進める必要があります。
- ・ 生徒の多様な進路ニーズに応えるため、進路指導力の向上を図る必要があります。
- ・ 市立川越高等学校の強みを生かした川越市独自の校種間連携を効果的に図ることが必要です。
- ・ 国が示すＧＩＧＡスクール構想に対応するため、ＩＣＴ環境を更に整備する必要があります。
- ・ トイレや受変電設備などの、大規模改修方針で対象とした以外の施設・設備についても老朽化が進んでおり、計画的に改修を進める必要があります。

■施策の内容

①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進

- ・アメリカ・オレゴン州にあるノース・セーレム高校との国際交流を通じて、グローバル化に対応したコミュニケーション力を身に付け、川越や日本のことをきちんと伝えることのできる国際人を育てます。
- ・本市唯一の市立高校として、異校種や家庭・地域との連携を図りながら、創立 100 周年に向けて、時代の要請と市民の期待に応える魅力ある学校づくりを進めます。
- ・一人ひとりの希望する進路に向けた確かな学力・技能等を培い、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を育みます。
- ・普通科と商業に関する学科（情報処理科・国際経済科）の 3 学科併置校としての特色を生かした教育活動の充実を図ります。
- ・これまでの取組を継続し、部活動の活躍を通して学校の魅力を一層高めます。
- ・多様な学びの機会を創造するため、市内 4 大学及び女子栄養大学との連携、地元企業や関係機関との連携を推進します。
- ・市立川越高等学校のホームページをより充実させ、教育活動の内容や成果に関して適時に適切な情報を発信します。

②進学指導力向上のための教職員研修の充実

- ・Society5.0 時代に対応した教育を実施するため、全ての教員が I C T を適切に活用できることを目指します。
- ・教員を大学進学予備校や民間教育機関の研修等に参加させ、その成果を校内に普及させることで大学等への進学指導力の向上を目指します。

③中学校・市立川越高等学校連携の推進

- ・市立川越高等学校の取組を市立中学校に広く周知するために、引き続き研究委嘱校を設定し、支援していきます。
- ・商業に関する学科との連携など、市立川越高等学校の特色を生かした連携方法について、研究していきます。

④市立川越高等学校教育環境の整備・充実

- ・施設・設備面からも教育力の維持向上を目指し、より安全で快適な教育環境を整備するため、計画的に改修を進めます。
- ・情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、I C T 環境を一層整備していきます。

施策の柱（４）市立特別支援学校の充実

①市立特別支援学校の整備・充実

②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

■現状

- ・特別支援教育（高等部）に係る教育環境の整備・充実に向けて、保護者等と連携を図りながら就職につながる体験的な学びを大切にしています。
- ・生徒にとって必要な知識・技能等を習得できるようにするための施設・設備の拡充に向けて、関係各課がその都度関わりながら支援しています。
- ・ＩＣＴ環境を整備するため、一人１台のタブレット端末及び教室棟、作業棟に無線ＬＡＮを設置しました。
- ・特別支援教育を推進するセンター的機能を活用して、特別支援学校の専門性を生かした、保護者への助言や小・中学校への指導、教職員に向けた研修会など、多くのケースに対応しています。

■課題

- ・特別支援教育に対する時代の要請に応じた教育環境の充実を図る必要があります。
- ・支援を必要とする児童生徒の増加が考えられることから、市立特別支援学校の教員による専門的な相談体制の構築を図るとともに、教育センター第二分室を活用した、教職員に向けた専門的な研修を実施する必要があります。
- ・センター的機能について更に周知し、活用していく必要があります。

■施策の内容

①市立特別支援学校の整備・充実

- ・市立特別支援学校の教育活動が円滑に進められるようにするために、教育環境の整備・充実に向けた支援体制の充実を図ります。
- ・卒業後「ひとりだちする生徒」を目指し、基礎的な知識、理解の定着を図るとともに、個人及びグループで適切に作業に取り組める能力の育成を図ります。
- ・生徒一人ひとりに応じた進路指導、援助を計画的、組織的、継続的に推進します。
- ・卒業後の職場定着のために、卒業後３年間支援します。
- ・ＩＣＴ機器に触れ、活用する力を育成します。

②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割を担えるよう支援体制の充実を図ります。

施策 6 学びを支える教育環境の整備・充実

施策の柱（１）学校施設の整備・充実

- ①小・中学校施設大規模改造工事の推進
- ②小・中学校重要設備の更新
- ③小・中学校空調設備設置の推進
- ④学校図書館の充実

■現状

- ・全ての市立小・中学校において、耐震化、普通教室の空調設備導入が完了しました。
- ・今後の小・中学校の整備計画として「川越市小中学校施設整備計画」を策定しました。
- ・学校内の倒壊の恐れがあったブロック塀の撤去・改修が完了しました。
- ・ほとんどの学校の校舎等が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- ・学校図書館の図書整備状況については、中学校は、学校図書館図書標準を達成していますが、小学校は未達成です。
- ・市立図書館からの学校への図書貸出数は平成 28 年度をピークに減少傾向です。

■課題

- ・安全性や快適性の向上に向けて、老朽化した校舎、屋内運動場、トイレ等を改修する必要があります。
- ・昭和 40～50 年代に建設された校舎が多く、更新、改修の時期が重なり、計画的な保全整備が必要です。
- ・受変電設備などの重要設備の故障は、学校運営に支障が生じるため、耐用年数を経過した設備は順次更新していく必要があります。
- ・近年の異常高温への対策及び自然災害発生時の避難所としての役割から、特別教室や屋内運動場への空調設備の設置が求められています。
- ・市立図書館から学校への図書の貸出しにおいては、学習指導要領に基づくカリキュラムに対応できる図書が求められています。

■施策の内容

①小・中学校施設大規模改造工事の推進

- ・「川越市小中学校施設整備計画」に沿って計画的に外壁改修や屋上防水の大規模改造工事を推進します。
- ・「川越市小中学校施設整備計画」に沿って計画的に便器の洋式化や配管改修などのトイレ改修を推進します。

②小・中学校重要設備の更新

- ・「川越市小中学校施設整備計画」に沿って計画的に耐用年数を経過した受変電設備等の重要設備を更新します。

③小・中学校空調設備設置の推進

- ・特別教室への空調設備の導入を推進します。また、屋内運動場への空調設備については、防災上の観点を含め様々な導入手法について検討します。

④学校図書館の充実

- ・児童生徒の読書活動を推進するため、蔵書数を含めた魅力ある学校図書館の充実を図ります。
- ・児童生徒の調べ学習及び読書活動推進等に向け、市立図書館から学校への図書貸出を推進します。

施策の柱（２）小・中学校の適正規模・適正配置

①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

■現状

- ・文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、１学年１学級以下となる小・中学校で学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があることや、通学時間が「おおむね１時間以内」を目安とすることとされています。
- ・市立小・中学校において１,０００人を超える学校がある一方、１学年１学級となる学校など、１校あたりの児童生徒数の差が広がっています。
- ・国は、小学校２年生以上の学級編制基準を３５人以下とし、令和３年度の小学校２年生より年次進行で、令和７年度には小学校全学年が３５人以下学級の編制となります。
- ・「川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針※」を踏まえ、小・中学校の適正規模・適正配置並びに大規模化、小規模化している学校について、地域社会とのかわりを考慮しながら検討を進めています。

■課題

- ・少子化による小規模校化が進む中、多様な教育活動を進め、教育水準の維持向上を図るため、学校規模の適正化の検討を進める必要があります。
- ・学級編制基準の変更に対応し、教室等の整備を進める必要があります。
- ・「川越市公共施設等総合管理計画※」「川越市個別施設計画（公共施設編）」や、本市の現状、地域性等との整合性も考慮するなど、関係各課を交えて慎重に検討していく必要があります。

■施策の内容

①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

- ・子どもたちが社会で自立できる力を身に付けることを目標に、切磋琢磨して成長のできる川越市立小・中学校の在り方を検討し、新たな教育環境を整えます。
- ・川越市立小・中学校の適正規模・適正配置について、保護者や地域住民等の意向を把握した上で、児童生徒数の推移、及び、小学校での３５人以下学級の学級編制に基づく各学校における学級数を踏まえて基本となる方針を策定します。
- ・策定した基本方針を基に、学校の分離・新設や統廃合等の可能性について、地域社会の意見等を踏まえて協議します。

※川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針：川越市立小・中学校の学校の規模の分類及び適正な配置について基準を設け、それを基に川越市立小・中学校の在り方について検討を行う方針を示したもの。

※川越市公共施設等総合管理計画：本市が所管し管理する公共施設やインフラ施設などの社会資本を、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向性を示したもの。

施策の柱（３）学校給食の充実

①給食内容の充実

②学校給食施設の整備

■現状

- ・旬の食材を使用した献立、行事献立及びお楽しみ給食など、献立を工夫して提供しています。
- ・児童生徒が地域の食文化について理解できるよう、地場産物の収穫期に合わせた献立を作成し、地場産物の使用に努めています。
- ・食物アレルギー対応食の提供開始により、より安全・安心でおいしい給食を安定的に供給するよう努めています。
- ・食材によって、農産物等の産地証明及び残留農薬証明書等の確認、細菌検査及び放射性物質検査を実施し、安全性を確保しています。
- ・管間学校給食センター及び今成学校給食センターは、施設と設備の修繕等を計画的に推進するとともに、突発的な修繕の対応に努めています。

■課題

- ・安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供できるよう、経年による突発的な修繕が増加している施設や諸設備の改修等を実施する必要があります。
- ・今成学校給食センターは築 27 年経過し老朽化が進んでいるため、建替え等を検討する必要があります。

■施策の内容

①給食内容の充実

- ・安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、栄養のバランスが取れた給食を提供します。
- ・学校給食で使用する食材の安全確保に努めます。
- ・地場産物の積極的な使用に努めます。
- ・食物アレルギー対応食について、安全で確実な実施体制を保持し、内容の拡充を図ります。

②学校給食施設の整備

- ・施設の改修と設備の修繕等を計画的に推進していきます。
- ・今成学校給食センターは、運営の手法も含め、計画的な建替え等を検討していきます。

施策の柱（４）子どもたちの安全・安心の確保

①安全教育の推進

②防災教育の推進

③学童保育の充実

■現状

- ・学校・家庭・地域全体で、児童生徒の登下校の見守り活動を重点的に実施し、交通事故・不審者等の被害に遭わないための対応を行っています。
- ・防災教育では、「自分の身は自分で守る」ことを基本とした指導を進めています。
- ・教科等横断的な視点で、防災教育を位置付けた年間指導計画の作成を推進しています。
- ・自然災害に対応できる危機管理マニュアルの見直しとマニュアルを活用した避難訓練を実施しています。
- ・学童保育室については、申請があった入室要件を満たした児童を全て受け入れるため、余裕教室※の転用等を行い、児童の放課後等の居場所をつくり、児童の安全・安心の確保を図っています。
- ・約３分の２の学童保育室が建築から２０年以上経過していることから、安全や施設自体の維持に関わるものなどに優先順位を付けて改修に取り組んでいます。

■課題

- ・全国的には、登下校中の交通事故、児童生徒の命に関わるような犯罪に巻き込まれてしまう事案も発生しているため、安全対策の徹底が求められています。
- ・学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみの防犯対策を一層推進する必要があります。
- ・大地震や大雨による災害発生時には、小・中学校が地域の避難所となることから、日頃から学校を拠点に地域と連携して、地域全体で防災力強化に取り組むことが重要です。
- ・学童保育室の入室児童数は年々増加傾向にあるため、保育場所及び放課後児童支援員※の確保が必要です。また、一部の狭あい化する学童保育室や３５人学級の実施に伴う余裕教室等の減少が見込まれることへの対応が必要です。
- ・保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、学童保育室利用者のニーズに応じて、延長保育や長期休業期間のみの一時保育の実施を検討していく必要があります。
- ・学童保育料について、人的・物的資源の確保や質の向上のため、今後、見直しが必要です。

※**余裕教室**：少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。

※**放課後児童支援員**：放課後児童健全育成事業（学童保育事業）において、保育士等の資格を有し、都道府県知事等が行う研修を修了した者であって、必要な知識及び技能をもって児童の育成支援にあたるもの。

■施策の内容

①安全教育の推進

- ・ 児童生徒、地域の実態に応じた安全教育を保護者・関係機関と連携し推進します。
- ・ 児童生徒の安全確保のため通学路安全点検の実施、スクールガード・リーダー※の配置等、地域及び関係機関等と連携・協働し、安全・安心の取組を推進します。
- ・ 各学校で児童生徒を対象に、不審者に遭遇した場合の対応等、実践的な防犯教室を実施し、防犯意識の育成を図ります。
- ・ 児童生徒を対象とした交通安全教室を関係機関と連携し推進します。

②防災教育の推進

- ・ 地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間指導計画に位置付け、児童生徒の防災意識を高め、発達段階に応じて自ら危険を回避する能力の育成を図ります。
- ・ 各学校において、防災マニュアルを検証し改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員の安全意識及び災害対応能力の向上を図り、日頃から児童生徒の命を守る防災体制の強化を図ります。
- ・ 各学校の地域実態等を踏まえた、避難所運営・設営に係るマニュアルを作成し、地域と連携した災害対応体制の構築を推進します。

③学童保育の充実

- ・ 就労等により保護者が常時留守になっている児童の放課後等の安全・安心を確保し、健全な育成を図ります。
- ・ 放課後児童支援員及び補助員の確保及び質の向上を図ります。
- ・ 学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ・ 民間放課後児童クラブを所管する関係課と連携し、多様化する保育ニーズに対応するための保育手法や負担の在り方について検討します。

※スクールガード・リーダー：各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。

施策の柱（５）教育センターの充実

①教育センター施設の整備・開放の充実

②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

■現状

- ・教職員研修体制を整備するとともに、地域に開かれた施設として、１階教室、体育館、運動場等の活用を推進しています。
- ・教育相談等機能充実のため、あけぼの・ひかり児童園旧園舎を教育センター第二分室として活用を開始しました。
- ・保護者と共に考える研修会への保護者、教職員の参加者数は増加傾向です。

■課題

- ・教育センターは、トイレ改修工事、駐車場整備、体育館の老朽化対策、空調設備の更新、各研修室のネットワーク環境等の整備が必要です。
- ・教育センター第一分室（リバーラ）は、空調設備の更新が必要です。
- ・教育センター第二分室は、空調設備の更新、多目的トイレの設置、駐車場整備が必要です。
- ・SNSやネット環境の普及によるいじめや犯罪から児童生徒を守るために、教職員、保護者が連携し、課題解決に取り組んでいけるよう、その具体的な手立てを広く周知していく必要があります。

■施策の内容

①教育センター施設の整備・開放の充実

- ・教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室の老朽化した部分等の緊急性や必要性を検討し、施設の改修と設備の修繕等を計画的に実施します。
- ・教育センターは、教職員研修の施設として対面型・オンライン型の研修内容が充実するように、また地域に開かれた施設として利用しやすいように整備運営に努めます。

②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

- ・不登校児童生徒への対応や情報モラルの育成などの今日的な教育課題解決のために、学校や家庭・地域と連携した研修の充実を図ります。

施策 7 家庭・地域の教育力の向上

施策の柱（１）家庭や地域の教育力向上

- ①家庭教育の支援
- ②社会教育関係団体への支援
- ③地域の教育活動への支援

■現状

- ・家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣づくり、自己肯定感や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。
- ・家庭環境の多様化や地域コミュニティが希薄化するなど、家庭を取り巻く社会状況が変化しています。
- ・家庭の教育力の向上を図るため、小・中学校で実施している家庭教育学級※の支援と、保育園・幼稚園・高等学校家庭教育講座等の保護者に対する家庭教育に関する学習機会を提供しています。
- ・子ども会活動の継続及び活性化を図るため、地域で活躍できる人材の育成及び資質向上のための支援を行っています。
- ・子ども会育成会活動の継続及び活性化を図るため、育成者の資質の向上、補助金交付等子ども会育成団体連絡協議会活動の支援を行っています。
- ・PTA活動の継続及び活性化を図るため、川越市PTA連合会の運営委員会や講演会等の支援、補助金交付等を行っています。
- ・社会教育推進の一端を担っている公民館登録グループ※数の減少がみられ、公民館利用者数も減少傾向にあります。

■課題

- ・時代や社会情勢の変化に応じた、子ども会育成会、PTAの活動等への支援方法を検討する必要があります。
- ・地域のひととひとのつながりを深めながら、地域に愛着を持ち、地域のよさに気づくような活動を支援することや、体験する機会を創出することが必要です。
- ・地域の教育力向上のために公民館登録グループ活動を充実させていくことが課題です。一方で、公民館登録グループの新設や継続のため、公民館登録グループ制度の広報や活動の充実を図る検討も必要です。

※家庭教育学級：保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。

※公民館登録グループ：川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。

■施策の内容

①家庭教育の支援

- ・身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、指導者の養成に努めます。
- ・乳幼児の親や児童生徒の保護者を対象に、子どもの成長・発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ・小・中学校PTAで実施している家庭教育学級の企画運営に関する情報提供等を行うことで、家庭教育学級の充実を図り、家庭教育の意義や役割に関しての保護者の学びを支援し、家庭での教育力の向上を目指します。
- ・家庭教育支援の更なる充実のため、関係機関と連携・協力しながら今後の方策について研究を進めます。

②社会教育関係団体への支援

- ・子どもたちの学びや体験活動の充実を図るため、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体の活動を支援するとともに、時代や社会情勢の変化に応じた活動の在り方、支援方法を、関係機関と協議・検討します。

③地域の教育活動への支援

- ・地域の教育活動を充実させるため、公民館まつり等を開催し、発表の場を提供するなど、公民館登録グループを支援するとともに、公民館登録グループと協力し公開講座を開催します。
- ・ボランティア養成講座などを実施することにより、公民館活動を通じた地域の教育活動の担い手の育成を図ります。

施策の柱（２）家庭・地域と学校の連携・協働

- ①コミュニティ・スクールの導入の推進
- ②外部人材の積極的活用
- ③学校評価の活用
- ④学校・家庭・地域の連携推進
- ⑤放課後子供教室の推進

■現状

- ・平成29(2017)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、原則学校ごとにコミュニティ・スクール※を設置することが努力義務となっています。
- ・令和2年度からコミュニティ・スクールのモデル校（小中合同型、中学校単独型）を導入しています。
- ・児童生徒が多様な体験活動を経験することを目的に、関係機関や地域の協力のもと、地域の人材を活用し、教育活動を行っています。
- ・各学校が、学校関係者に学校自己評価の評価理由及び改善策を提示し、年度末に学校評価※委員会を実施し、課題改善につなげています。
- ・子どもサポート事業は、子どもたちの実態に合わせ、学校と地域がより多くの情報を共有し、学校応援団活動※や地域の特色を生かした活動における活動内容の改善を続け、更に多くの児童生徒が参加できるよう支援しています。
- ・学校職員、サポート委員を対象とした研修会を実施し、地域と学校の連携・協働について理解が深まるよう支援しています。
- ・放課後等に、地域の力を生かした学習支援や体験活動、交流活動が幅広く実施できるよう、試行的実施を通じ、放課後子供教室※の実施を検討しています。

■課題

- ・学校及び保護者や地域へコミュニティ・スクールについての理解を深めることが必要です。
- ・より多くの地域の方々の学校教育への参画を図るため、地域人材の発掘を促進し、更に各学校の特色ある教育活動の充実を図っていく必要があります。
- ・学校課題に即した重点目標を達成するための評価項目の設定に向け、関係者との連携や職員間での共通理解を更に進める必要があります。
- ・学校評価を活用し、学校評価を軸とした情報の共有と教育課題における改善策に努めていく必要があります。

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。

※学校評価：学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図る仕組み。

※学校応援団活動：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

※放課後子供教室：子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。

- ・子どもサポート事業は事業開始から 10 年以上が経過し、サポート委員の高齢化が進んでいるため、次代の委員の人材発掘・育成が課題となっています。
- ・保護者、教員、市民へのアンケート調査結果から、「放課後における子どもの居場所づくりの充実」が求められています。
- ・放課後子供教室の運営の中核を担う地域人材及び地域団体を確保するとともに、学校や学童保育室、公民館等との連携を図る必要があります。

■施策の内容

①コミュニティ・スクールの導入の推進

- ・コミュニティ・スクールの導入を促進し、「地域とともにある学校づくり」を進めることで、学校と地域の協働による学校教育の充実を図ります。
- ・学校運営協議会を通して、地域の教育力を有効に生かし、学習支援等の具体的支援を得て、教育活動の充実を図ります。
- ・令和 5 年度に、市立学校における学校評議員制度※をコミュニティ・スクールへ移行します。

②外部人材の積極的活用

- ・小、中、特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な体験活動が展開できるように関係団体や地域住民と連携し、各学校の学校教育活動の一層の充実を図ります。
- ・地域人材を活用し、専門的知識、技能の習得、地域に根ざした教育等、指導力の向上を図ります。

③学校評価の活用

- ・学校が設定した目標の達成度や状況を明らかにして、PDCAサイクルによる学校の自己評価、外部アンケートの実施、学校関係者評価などを通して、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と充実を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。

④学校・家庭・地域の連携推進

- ・子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人のネットワークの構築を図りながら、地域の特色を生かした体験活動や学校応援団活動など、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組の充実を図ります。

⑤放課後子供教室の推進

- ・放課後、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動を通じ、子どもたちが地域の中で安全・安心に過ごす放課後子供教室について、試行的実施の結果を踏まえ、地域の実情に合わせた導入を推進します。

※学校評議員制度：その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

施策 8 生涯学習活動の推進

施策の柱（１）市立公民館の充実

- ①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習
- ②生涯学習活動の拠点としての公民館の運営
- ③公民館を活用した子どもの居場所づくりの推進
- ④公民館の設置及び既存公民館の整備

■現状

- ・ 公民館は身近な社会教育施設であり、地域教育活動の支援や活動の拠点としてもその役割と機能が望まれています。
- ・ 民間の講座やインターネット等を通じた個人での活動など、学習活動は多様化しています。
- ・ 公民館運営協力委員会を開催し、情報提供等を行って意見を聴取し、市民へのきめ細かな学習機会の提供に生かしています。
- ・ 平成 31(2019)年 4 月に霞ヶ関西公民館を開館しました。
- ・ 既存の公民館については、建設から 35 年以上経過した館が、19 館中 10 館となっており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

■課題

- ・ 公民館講座の参加者が減少傾向にあるため、公民館職員研修を充実させるなど、魅力があり、内容の充実した事業を企画し、参加者の増加を図ることが必要です。
- ・ 公民館利用者の高齢化、固定化が進んでいるため、幅広い年代の利用に向けた取組が必要です。
- ・ 保護者、市民へのアンケート調査結果から、公民館を利用していない理由として「利用する必要がなかったから」が回答の 4 分の 3 を占め、また、「公民館で学びたいこと」、「公民館への要望」が「特にない」という回答も多くあり、時代に合った公民館活動の推進を図る必要があります。
- ・ 今後の公民館の整備については、利用者のニーズの把握や、運営方法の改善を図る等、利用しやすい快適な施設とするため、大規模改修や施設設備の更新等について、総合的かつ計画的に対応していく必要があります。

■施策の内容

①ライフステージ※における課題や現代的課題の学習

- ・健康や環境、防災、多文化共生、情報革新といった社会情勢に応じて変化する課題に対応した講座等を開催し、地域の特色と社会の要請に応じた学習機会を提供します。
- ・SDGsを公民館においても地域とともに取り組んでいけるよう、課題解決に対応した講座を実施します。
- ・川越の自然、歴史、文化、環境などを学び、地域に対する関心を高めるため、地域学習事業を推進します。

②生涯学習活動の拠点としての公民館の運営

- ・公民館運営協力委員会を開催し、情報提供等を行って意見を聴取し、市民へのきめ細かな学習機会の提供に生かします。
- ・公民館職員の研修を実施し、社会教育活動指導者としての意識向上及び学習事業の主催者やコーディネーターとしての技術向上を図ります。
- ・公民館事業の実施状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表していきます。

③公民館を活用した子どもの居場所づくりの推進

- ・行政と地域の団体や住民等が連携・協働し、放課後、子どもたちが勉強やスポーツ、文化活動を行える居場所づくりを推進します。

④公民館の設置及び既存公民館の整備

- ・身近な学習施設、地域活動の拠点として公民館を整備し、地域の実情に合わせ、施設の複合化等を検討していきます。
- ・地域の学習拠点としての機能を発揮するため、公民館施設の修繕や施設設備の更新を行い、誰もが利用しやすい快適な施設環境を提供します。

※ライフステージ：人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

施策の柱（２）市立図書館の充実

①図書館サービスの充実

②図書館を利用した学習活動の推進

③図書館施設運営整備事業の推進

■現状

- ・ 図書館は地域の身近な情報拠点として利用されています。また、郷土資料の収集や保存にも努めています。
- ・ 令和元年度にデジタルアーカイブとして古地図の公開、令和２年度に電子書籍の導入を開始しました。
- ・ 利用者数・貸出数が年々減少しています。
- ・ 乳幼児から児童を対象とした各種おはなし会や多様な学習活動に即した講座、講演会等の事業を年間 500 回程度開催しています。
- ・ 読書のバリアフリー化を目指し、対面朗読、録音図書の作成・貸出し、大活字本の収集等を行っています。また、バリアフリー映画会や障害資料展等の周知活動も行っています。
- ・ 市立図書館職員が全市立小学校３年生の各学級を訪問し、本の紹介及び読み聞かせ事業に加え、図書館の利用案内等を行っています。
- ・ 中央図書館については、建設から 35 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

■課題

- ・ 市民の教養や学習意欲の向上、豊かな心や生きがいを育み、情報や交流の拠点として、市民に役立つ図書館を目指すとともに、市民ニーズに合った多様な資料収集に努める必要があります。
- ・ 情報収集の多様化が進む中、情報提供サービスには今後も力を入れる必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止による新しい生活様式を踏まえ、どこでも利用できる電子書籍や、デジタルアーカイブの拡充が必要です。
- ・ 保護者、市民へのアンケート調査結果から、図書館を利用していない理由が「利用する必要がなかったから」「家の近くにないから」が、それぞれ約４割あり、また、「調べものはインターネットでできるから」という回答も多く、時代に合った図書館運営を図る必要があります。
- ・ 老朽化した施設・設備の整備、改修を計画的に行う必要があります。

■施策の内容

①図書館サービスの充実

- ・地域の情報拠点として、これまで以上に図書館サービスの向上を図る取組を推進します。
また、図書館利用に困難がある人に配慮した図書館サービスを行い周知に努めます。
- ・市民の多様な要望に応えるために、各分野の資料の収集に努め、地域資料を整備します。
- ・地域に関する情報提供サービスの事例を公開し、貴重な郷土資料の有効活用を図ります。
- ・いつでもどこでも利用可能な電子書籍の拡充や情報のデジタル化を推進します。
- ・近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校図書室等との連携を図ります。
- ・児童生徒の調べ学習及び読書活動推進等に向け、市立図書館から学校への図書貸出を推進します。（再掲）

②図書館を利用した学習活動の推進

- ・市民の多様な学習活動に即した講座や講演会等の事業を推進します。
- ・読み聞かせボランティアや関係機関と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりに努めます。
- ・図書や図書館への興味・関心を持たせるため、市立図書館職員の学級訪問等を通じて、読書活動の推進に努めます。（再掲）
- ・小・中学生に薦めたい図書のリーフレットを作成し、児童生徒が読書に親しむ環境の充実に努めます。（再掲）

③図書館施設運営整備事業の推進

- ・時代のニーズに応じた図書館運営方法について検討を進めます。
- ・老朽化した施設・設備の整備、改修を計画的に実施します。

施策の柱（３）市立博物館の充実

- ①展示機能の充実
- ②郷土資料の収集・保存
- ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④博物館・蔵造り資料館の整備

■現状

- ・川越にゆかりのある歴史資料を中心とした郷土資料の収集・保存に努め、展示資料として活用するとともに、企画展の成果を反映させて常設展の充実を図っています。
- ・資料の受入にあたってはガイドラインを設けるとともに、収蔵庫内の資料その他の物品の整理を行い、効率的な収納を進めています。
- ・小・中学校との連携を進め、学校の教育課程に位置づけた博物館活用を積極的に行い、川越の歴史・文化等の郷土学習を推進しています。
- ・大人向け及び子ども向けの講座・教室について、参加者から高い評価が得られるよう内容の充実に努めています。
- ・観光客・市民に対する広報活動が不十分であるため、施設に対する認知度が低い傾向にあります。
- ・開館から30年を経過し、施設設備の老朽化が進んでいます。
- ・蔵造り資料館は、耐震化事業を実施しています。

■課題

- ・企画展などの成果を生かしつつ、常設展示室の展示内容・展示資料の更新を図る必要があります。
- ・郷土資料を系統的に収集・整理し効率的な資料の収蔵を進めるとともに、今後増加する資料に備えて、恒常的な収蔵施設(スペース)の確保について検討する必要があります。
- ・市民の学習要求を考慮したより内容の濃い講座・教室を計画し実施することや、学校教育との連携において郷土を意識したより質の高い内容を提供する必要があります。
- ・多くの方に利用される施設とするために情報発信の方法を工夫する必要があります。
- ・老朽化した施設・設備を改修する必要があります。
- ・蔵造り資料館耐震化事業を着実に進める必要があります。

■施策の内容

①展示機能の充実

- ・多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の充実を図ります。
- ・新たな研究成果を反映させるとともに、学びやすい展示など、魅力的・効果的な企画や展示機能※の充実に努め、市民はもとより市外からの来館者の増加を図ります。

※展示機能：資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。

②郷土資料の収集・保存

- ・川越の歴史と文化に係る資料の収集・整理に努めるとともに、その保存と活用を図ります。
- ・資料を保存する収蔵庫については、収蔵能力が不足しているため、効率的な収蔵保管に努めるとともに、新たな収蔵施設の確保を検討します。

③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・社会教育施設として、幅広い世代の学習要求に応えられる多くの事業を展開するとともに積極的な情報発信を行い、市民の利用機会の向上を図ります。
- ・児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の更なる充実を図り、学校教育との連携を進めます。

④博物館・蔵造り資料館の整備

- ・社会教育施設及び観光拠点施設としての機能を充実させるため、博物館の整備を図るとともに、蔵造り資料館の耐震化を着実に進めます。

施策の柱（４）人権教育の推進

①人権教育の充実

②人権教育指導者の養成

③関係機関・団体等との連携

■現状

- ・社会のグローバル化の進展に伴って、人権問題はますます複雑・多様化する傾向にあります。女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題が山積しています。
- ・学校では、様々な人権問題について、授業等で学習するなど、児童生徒一人ひとりの人権意識を高める教育活動を行っています。
- ・児童生徒による「人権作文」「人権標語」「人権絵画」等の取組を通して人権意識の高揚を図っています。
- ・各種人権啓発資料を作成し、児童生徒をはじめ市民に配布、活用することによって、人権への関心を高めています。
- ・市立小・中学校、公民館に人権教育推進事業を委嘱するとともに、PTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会や人権教育実践報告会※を実施しています。同和問題等の人権問題について正しく理解するとともに、人権を尊重する教育の重要性について認識を深めています。
- ・人権の大切さを学ぶ機会として、人権教育講座を実施しています。

■課題

- ・児童生徒の発達段階に応じて、正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。
- ・各種人権啓発資料が更に積極的に活用されるように努める必要があります。
- ・人権教育推進事業を中心に人権教育の充実を図り、学校・家庭・地域が三位一体となって人権問題の解決に向けて努めていく必要があります。
- ・人権教育活動団体の教育事業、啓発活動の支援・連携に努めていく必要があります。
- ・集会所事業※における各講座の参加者の固定化、高齢化が進んでいます。

※人権教育実践報告会：保育園・小中高校・PTA・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。

※集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

■施策の内容

①人権教育の充実

- ・様々な人権課題に対応した人権教育の充実を図ります。
- ・人権問題を広く市民に考えてもらうため、各種人権啓発資料の作成・活用を図ります。
- ・学校・家庭・地域と連携した各種研修会を実施し、人権課題について正しい理解と認識を育むよう努めます。
- ・児童生徒の心身の成長過程に応じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を計画的に推進します。

②人権教育指導者の養成

- ・様々な人権課題の解決を目指し、市民一人ひとりが正しい認識を深めるため、人権教育指導者養成に努めます。
- ・様々な人権課題を網羅的に扱うよう、計画的に教職員研修を行います。

③関係機関・団体等との連携

- ・関係機関・団体等と連携した教育活動を推進します。
- ・自治会等と連携した教育活動を推進し、学習の場としての集会所事業を推進します。

施策 9 文化財の保存と活用

施策の柱（１）文化財の保存と活用

- ①文化財の保存と活用
- ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成
- ③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ④河越館跡の整備・活用
- ⑤山王塚古墳の保護

■現状

- ・令和２年度現在、国や県、市指定の文化財が 266 件あり、これら指定文化財の保護を図っています。指定文化財保存事業として、毎年度 25 件から 30 件ほどを補助事業の対象として保存修理を行っています。
- ・埋蔵文化財保護のために、開発や工事計画に先立ち、文化財保護法に基づいた発掘調査を実施、これまでに調査報告書を 87 件作成しています。
- ・国の重要無形民俗文化財で、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事※など、無形民俗文化財の保存と後継者育成を図るため、保護団体等を支援しています。
- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている川越市川越伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物所有者の修理要望の把握及び保存対策調査を計画的に実施し、継続して修理事業を行っています。
- ・国指定史跡河越館跡※用地取得が完了しました。また、活用事業として、河越流鏑馬（かわごえやぶさめ）を実施し、例年3,000人を超える見学者が訪れています。
- ・山王塚古墳※は、発掘調査を実施し、その成果を総括報告書として刊行しました。国指定へ向け、現地見学会や講座、出前授業などの広報普及活動を行っています。

■課題

- ・指定文化財保存事業については、近年、自然災害や老朽化が原因となる突発的な災害で緊急修理を要することがあり、予定外の事案が多数発生しています。
- ・社会状況の大きな変化により、文化財継承の基盤が変化しています。特に、無形民俗文化財の担い手が不足しているので後継者の育成が必要です。また、文化財所有者の負担や責務の軽減につながる支援を強化する必要があります。

※川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360 年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成 17（2005）年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、平成 28（2016）年にユネスコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録された。

※河越館跡：河越氏は、桓武平氏の流れをくむ秩父氏の一族で、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡とされ、昭和 59（1984）年 12 月 6 日国指定史跡となった。

※山王塚古墳：大塚 1 丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に 7 世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺 63m 高さ 1m、上円部の径は約 47m 全高 4.5m で、国内最大級である。昭和 33（1958）年 3 月 6 日「山王塚」として市指定文化財となった。

- ・保存修理事業を計画的に実施していくため、伝統的建造物所有者の意向把握や保存対策調査による建造物の現状把握が必要です。
- ・保存修理事業を継続していく中で、伝統工法の技能を有する技術者の育成や資材の確保、耐震性の向上が必要です。
- ・伝統的建造物群保存地区の社会環境の変化に応じた独自の地区防災機能の向上が必要です。
- ・河越館跡史跡公園の全面整備に向けて、川越市河越館跡整備検討委員会の指導を受けながら発掘調査や整備方法、ガイダンス施設の設計を含めた公開の方法などを検討していく必要があります。また、庁内の関係部署と調整の上、地元住民等への説明会などが必要です。
- ・山王塚古墳の価値を周知・発信するため、普及・啓発事業の継続が必要です。

■施策の内容

①文化財の保存と活用

- ・貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えるために、文化財の保存に努めるとともに、関係各課と連携し、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
- ・文化財を次代に継承するため、所有者支援の在り方について関係者とともに検討します。
- ・効率的な試掘・確認調査等の実施により、埋蔵文化財に関する基礎情報の収集に努め、工事関係者との保護調整により、埋蔵文化財の効果的な保存を図ります。
- ・未指定を含めた文化財について、地域社会とともにその保存・活用を総合的かつ計画的に実行するため、文化財保存活用地域計画を策定します。

②無形民俗文化財の保存と後継者の育成

- ・地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援します。
- ・後世に伝えるための後継者育成の取組を積極的に支援します。
- ・映像や画像による記録を行い、保護団体による文化財の伝承に活用できるよう努めます。

③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ・伝統的建造物の保存修理等を実施し、あわせて官民連携による保存技術の継承や、担い手の確保と育成等に努めます。
- ・伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備に努めます。

④河越館跡の整備・活用

- ・郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共団体、NPO法人、大学等と協働してその有効活用を図ります。

⑤山王塚古墳の保護

- ・国内で最大規模の上円下方墳である山王塚古墳について、未来に伝えるべき貴重な文化財として国指定史跡とすることを目指し、関係機関と協議を進めていきます。

施策の柱（２）地域の歴史や伝統文化の継承

①文化財保護意識の啓発

②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

■現状

- ・埋蔵文化財調査への理解を深め、文化財保護意識を啓発するため、現地説明会を実施しています。
- ・遺跡発表会や文化財防火訓練については、天候に人数が左右されるものの毎年安定した参加者がおり、一定の成果を果たしています。
- ・地域の歴史や文化財に関する学習の提供のため、公民館・学校等への文化財保護課職員の講師派遣を積極的に行っています。
- ・博物館近隣の中学校では、博物館の見学、博物館職員の出前授業を通して、全学年の生徒が郷土川越について学んでいます。３学年は成果の集大成として、実際に現場に出向き、観光客に案内を行っています。

■課題

- ・郷土の歴史や文化財について、理解を深め興味・関心を高めていくため、第一歩として、それらに触れる機会を創出していくことが重要です。
- ・市民と協働で文化財の保存・活用を推進しながら、文化財の保護意識の啓発に努めていくことが必要です。

■施策の内容

①文化財保護意識の啓発

- ・先人の営みの中で生まれ、大切に護り伝えられてきた文化財の価値と保存の意義について、わかりやすく多くの人に伝え理解を深めてもらうために、文化財保護意識の啓発に努めます。
- ・埋蔵文化財は、日常生活では目に触れることがない地下に存在することから、その周知を図るとともに、市民の保護意識の醸成に努めます。

②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

- ・児童生徒が地域の歴史・伝統文化への興味・関心を高め、誇りや愛着をもって大切に継承する心を育むため、出前授業及び博物館による積極的な学習の機会の提供を図ります。
- ・川越の歴史や文化を守り続けている人々から学び、自分たちの住む「ふるさと川越」を知る機会を創出し、文化を学び育てる取組を推進します。

施策の指標・目標値

施策 1 確かな学力の育成

項目	現在値 (令和 元年度末)	目標値 (令和 7年度末)	説明
国語、算数・数学の授業は分かると答えた児童生徒の割合	78.6%	90.0%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査において、国語、算数・数学の授業は分かると回答した児童生徒の割合
全国学力・学習状況調査の、全国の正答率を上回る教科数	1 / 4	4 / 4	全国学力・学習状況調査の、全国の正答率を上回る教科数 小学校「国語・算数」2教科 中学校「国語・数学」2教科
小・中学校 54 校の校種間連携教育達成状況	16.7%	100%	連携教育の視点として示す 7 項目（目指す児童生徒像、教育課程、研究組織、生徒指導、教員と児童生徒の交流、児童と生徒の交流、教職員の交流）を達成した割合
英語指導助手を授業中に「積極的に活用した（する）」と回答した学校の割合	82.7%	100%	市立小・中学校における英語教育実施状況調査（文部科学省）において、英語指導助手を、教員や児童生徒とのやり取り、発音指導等で「積極的に活用した（する）」と回答した学校の割合
生徒の英語力の状況	43.3%	70.0%	英語力について、中学校卒業段階で CEFR※の A1 レベル相当以上（実用英語技能検定 3 級相当以上）を達成した生徒の割合 ※CEFR…Common European Framework of Reference for Languages の略。ヨーロッパで作成された外国語学習者の習熟度を示すガイドライン
児童生徒の情報活用能力の状況	—	【小 2】 100% 【小 4】 100% 【小 6】 100% 【中 3】 100%	「川越市情報活用能力育成系統表」の到達度を測るため、質問紙による調査を小 2、小 4、小 6、中 3 の各学年末において実施する。その結果が 4 段階中上位 2 段階にあたる「肯定的」「やや肯定的」な回答となる割合

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
自分にはよいところがある と考える児童生徒の割合	78.6%	90.0%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査において、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合
「規律ある態度」達成率 80%以上の項目数の割合	92.6%	100%	埼玉県学力学習状況調査 質問紙調査において、達成率が80%以上であった項目数の割合（対象 小・中学生）
児童一人あたりの読書 冊数	59.3 冊	65.0 冊	川越市小江戸読書マラソン実施状況調査における実施期間中の平均読書冊数
生徒一人あたりの読書 冊数	8.4 冊	15.0 冊	川越市小江戸中学生読書手帳活用状況調査に記入された平均読書冊数
いじめは、どんな理由があ ってもいけないと考 える児童生徒の割合	95.9%	100%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答した児童生徒の割合（対象：小学校第6学年・中学校第3学年）
不登校児童生徒の割合	小 0.78% 中 3.6%	小 0.39% 中 1.8%	年間 30 日以上の欠席（病気・経済的理由等を除く）の児童生徒の割合
新体力テストの目標値 達成児童生徒の割合	81.0%	85.0%	埼玉県が設定する、新体力テスト指標の A、B、C を達成した児童生徒の割合（小・中学校平均値）

施策3 自立する力の育成

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
将来の夢や目標はある と回答した児童生徒の 割合	77.6%	100%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査において、「将来の夢や目標はある」と回答した児童生徒の割合
人の役に立つ人間にな りたいと思う児童生徒 の割合	94.3%	100%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
特別支援学級設置率	61.1%	100%	市立小・中学校の特別支援学級設置率
特別支援教育に係る教職員研修達成度	4.3	4.5	特別支援教育に係る管理職等研修会をはじめ、特別支援教育に係る7講座の達成度の平均（5段階評価）
臨時講師（オールマイティーチャー）配置の効果調査において「向上」と回答した割合	64.8%	75.0%	臨時講師配置の効果調査において「向上」と回答した割合

施策5 教育の質を高める環境の充実

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
研修目標達成度（5段階評価）	4.1	4.5	経験者研修及び専門研修ごとの研修目標達成度の平均（5段階評価）
勤務時間を除いた在校等時間数が、月45時間または年360時間を超えた教職員の割合	77.7%	30.0%	勤務時間を除いた在校等時間数が、月45時間または年360時間を超えた教職員の割合
市立川越高等学校の生徒、保護者の満足度	85.7%	100%	生徒、保護者への学校評価アンケートにおける「入学して（させて）よかった」と回答した割合
市立特別支援学校のセンター的機能を活用した学校の割合	—	100%	各市立小・中・高等学校（小32校、中22校、高1校）が市立特別支援学校のセンター的機能を活用した割合

施策6 学びを支える教育環境の整備・充実

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
大規模改造工事進捗率	68.6%	100%	市立小・中学校の大規模改造工事の進捗率
トイレ改修工事進捗率	32.5%	50.0%	市立小・中学校のトイレ改修工事の進捗率
小学校における学校図書館図書標準達成率	92.5%	100%	各市立小学校における学校図書館図書標準の平均の達成率
給食がおいしいと感じている児童生徒の割合	—	100%	市立小学校6年生及び市立中学校3年生のうち、給食がおいしいと感じている児童生徒の割合
放課後児童支援員の資格を有する職員の割合	68.7%	90.0%	市立学童保育室で、放課後児童支援員の資格を有している職員の割合

施策 7 家庭・地域の教育力の向上

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
幼稚園・保育園家庭教育講座満足度	—	70.0%	市内幼稚園・保育園の家庭教育講座受講者アンケートにおける満足度の割合
コミュニティ・スクール導入校数	0 校	56 校	市立学校におけるコミュニティ・スクール導入校数
各地区子どもサポート委員会新規加入委員数	—	70 人	各地区子どもサポート委員会への新規加入委員数

施策 8 生涯学習活動の推進

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
新規の公民館事業の講座数	12 事業	18 事業	新規に企画した公民館事業の講座数
公民館講座新規参加者の割合	—	10.0%	公民館講座に初めて参加した者の割合
デジタルアーカイブの公開件数	8 件	30 件	市立図書館が所蔵する貴重資料を、ホームページ上で自由に閲覧できるようにするため、デジタル化した件数
小・中学生の図書館利用率	23.2%	30.0%	小・中学生の人口に対する実利用者数（当該年度中に 1 回以上の資料貸出者）の割合
展覧会での館蔵資料の公開点数	82 点／年	100 点／年	展覧会等で公開した館蔵資料の点数
博物館講座・教室受講満足度	97.0%	100%	受講者アンケートにおいて「大変良かった」「良かった」と回答のあった割合

施策 9 文化財の保存と活用

項目	現在値 〔令和 元年度末〕	目標値 〔令和 7年度末〕	説明
伝統的建造物の復原等修理費への助成件数	75 件	93 件	川越の町並みを市民や来街者が歩いて体感できるよう実施した伝統的建造物の復原等修理費助成の累計件数
重要伝統的建造物群保存地区の防災に関する活動への参加人数	35 人／年	50 人／年	重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺に整備した防災設備を使用しての防災訓練等の参加人数
河越館跡地の史跡公園整備事業進捗率	30.4%	50.0%	国指定史跡河越館跡の指定範囲内における、史跡公園整備事業の進捗率
郷土学習を受けた学級数	266 学級	285 学級	文化財保護課・博物館職員による出前授業とバス利用による博物館内授業を受けた学級数の合計

I 用語説明

行	用語	内容
あ	I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。
	I C T活用指導力	「教員の I C T活用指導力チェックリスト」として文部科学省より策定・公表しているが、その範囲は、授業における I C T活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に I C Tを活用できることも含まれる。
	アジェンダ	Agenda。行動計画のこと。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。
	アンケート調査	第三次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に令和元（2019）年 10 月～11 月に実施。対象は市立小学校 5 年生及び市立中学校 2 年生の児童生徒の保護者 1,781 名、市立小・中学校校長及び教員 336 名、20 歳以上の市民 1,500 名。
	いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。
	いじめ・不登校対策検討委員会	いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。
	インクルーシブ教育システム	すべての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を整備した教育システムのこと。
	A I	Artificial Intelligence の略。
	英語指導助手	日本人の教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。
	栄養教諭	食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。
	S N S	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。
	オールマイティーチャー	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

行	用語	内容
か	学級運営支援員	通常の学級において、生徒指導上や発達障害等で個別の配慮を必要とする児童生徒に支援を行うために配置する会計年度任用職員。
	学校応援団活動	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図る仕組み。
	学校評議員制度	その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
	家庭教育学級	保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。
	川越市いじめ問題対策委員会	本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、PTA代表で組織した委員会。
	川越市エコチャレンジスクール認定制度	川越市環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに全員で創意工夫しながら取り組むことにより、学校の活動が環境に与える影響を削減するとともに、未来の環境の保全・創造を担う児童生徒を育成することをねらいとする事業。
	川越市川越伝統的建造物群保存地区	平成11（1999）年4月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町1丁目、元町2丁目及び仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が高いものとして、同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。 重要伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

行	用語	内容
か	川越市公共施設等 総合管理計画	本市が所管し管理する公共施設やインフラ施設などの社会資本を、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向性を示したものの。
	川越市小・中学生学力向上プラン	教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育の更なる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
	川越市中中学生社会 体験事業	中学校 1 年生または 2 年生が連続する 2 日間または 3 日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。
	川越市立小中学校 における適正規模・ 適正配置及び検討 の方針	川越市立小・中学校の学校の規模の分類及び適正な配置について基準を設け、それを基に川越市立小・中学校の在り方について検討を行う方針を示したものの。
	川越氷川祭の山車 行事	川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360 年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成 17（2005）年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、平成 28（2016）年にユネスコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録された。
	河越館跡	河越氏は、桓武平氏の流れをくむ秩父氏の一族で、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡とされ、昭和 59（1984）年 12 月 6 日国指定史跡となった。
	G I G A スクール 構想	G I G A は Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒一人 1 台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
	キャリア・パスポート	児童生徒が、自分自身の学習経験の記録を見通しと振り返りの視点をもって、小学校から高等学校までの 12 年間積み重ねていくもの。
	協働	市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。
	グローバル化	個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
	公民館登録グループ	川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。

行	用語	内容
か	小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から 50 冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校 1 年生に配布。
	小江戸読書マラソン	児童の読書活動の促進を図る事業。30 冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
	子どもサポート事業	子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を 14 地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。
さ	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県の子どもの学力や学習状況を把握するための調査で、子どもたちの「学力の伸び」や学力の経年変化を把握することができる。小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象としたもの。（平成 27(2015)年度より開始）
	さわやか相談員	いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、中学校 22 校に 1 名ずつ配置。児童生徒及び保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
	山王塚古墳	大塚 1 丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に 7 世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺 63m 高さ 1m、上円部の径は約 47m 全高 4.5m で、国内最大級である。昭和 33（1958）年 3 月 6 日「山王塚」として市指定文化財となった。
	自己肯定感	自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。
	集会所事業	「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

行	用語	内容
さ	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。
	小１プロブレム	入学したばかりの小学校１年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。
	食育	生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
	人権教育実践報告会	保育園・小中高校・PTA・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。
	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。
	新体力テスト	文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和39(1964)年以来行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成11(1999)年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。 キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。
	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、助言や援助を行う専門家。小・中学校に県から配置されている。
	スクールガード・リーダー	各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置している。教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。
	スチューデントサポーター	地元の大学で心理学を学び、不登校児童生徒の支援を行うために学校、家庭等に派遣している学生。

行	用語	内容
さ	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国の子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としている。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	中１ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化に馴染めず、不登校やいじめ等が急増する現象。
	中央教育審議会	教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査・審議し、またこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。
	超スマート社会（Society5.0）	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	道徳教育推進教師	道徳教育の推進を主に担当する教師で、各校に 1 名配置されている。平成元年度改訂の学習指導要領から位置付けられている。
	特別支援学級	障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。
	特別支援教育	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。
	特別支援教育支援員	障害がある児童生徒への学習・生活支援を行うために配置する会計年度任用職員。

行	用語	内容
た	トップアスリートふれあい事業	近隣大学のスポーツ分野で活躍する監督・コーチ・学生を小学校に招き、一緒に体を動かすことで、運動の楽しさや喜びを体験し、児童の体力向上の一助とする事業。
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	ビッグデータ	インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。
	プログラミング教育	コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習する教育。
	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組合せたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
	放課後子供教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。
	放課後児童支援員	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）において、保育士等の資格を有し、都道府県知事等が行う研修を修了した者であって、必要な知識及び技能をもって児童の育成支援にあたるもの。
や	幼児教育振興審議会	川越市幼児教育振興審議会条例に基づき、教育委員会の諮問に応じ、幼児教育の振興に関し審議することを目的として設置。
	余裕教室	少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
ら	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

Ⅱ 策定経過

日程	内容
令和元年 10月	次期計画検討会議
令和2年 8月	第1回庁内策定会議 教育委員会定例会（協議）
10月	教育委員会定例会（協議）
11月	第2回庁内策定会議
令和3年 1月	第3回庁内策定会議 第1回審議会（諮問） 教育委員会定例会（協議） 第2回審議会
2月	第3回審議会 教育委員会定例会（協議）
3月	第4回庁内策定会議 第4回審議会 教育委員会定例会（協議） 第5回庁内策定会議 庁議（付議）
4月	意見公募の実施（4月8日～5月7日）
5月	第6回庁内策定会議 第5回審議会（答申） 教育委員会定例会（付議）
6月	市長決裁（報告） 計画策定

Ⅲ 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関する事
- (2) 市民参加の手法等の検討に関する事
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、総合政策部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月25日 市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成28年3月24日 教育長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(令和2年3月24日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長
中央公民館長	中央図書館長	博物館長	
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長
市立川越高等学校事務長	政策企画課長	都市景観課長	

Ⅳ 川越市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第一条 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項について審議するため、川越市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

V 川越市教育振興基本計画審議会

1 委員名簿

会長 真下 英二 副会長 西村 平雪

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	飯 島 希	気象予報士・防災士
学識経験者	真 下 英 二	尚美学園大学スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科長
市内の公共的団体の代表者	中 村 裕 亮	川越市PTA連合会副会長
市内の公共的団体の代表者	堀 満	川越市子ども会育成団体連絡協議会会長
市内の公共的団体の代表者	向 坂 晶 芳	川越市公民館運営審議会会長
市内の公共的団体の代表者	山 野 清 二 郎	川越市文化財保護審議会会長
市内の公共的団体の代表者	西 村 平 雪	川越市社会教育委員協議会議長
学校教育機関の代表者	神 田 郁 夫	川越市小学校長会会長
学校教育機関の代表者	藤 下 純 二	川越市中学校長会会長
学校教育機関の代表者	西 木 成 男	川越市立川越高等学校長
公募委員	近 藤 誠	公募委員
公募委員	島 田 光 子	公募委員

※敬称略、順不同、役職等は委嘱時点。

2 開催状況

(1) 開催回数 5回

(2) 議事の内容

第1回	令和3年1月18日(月)	○第三次川越市教育振興基本計画について(諮問)
第2回	令和3年1月27日(水)	○計画の総論について
第3回	令和3年2月12日(金)	○計画の各論(施策1～施策5)について
第4回	令和3年3月19日(金)	○計画の各論(施策6～施策9)について ○施策の目標(指標)について
第5回	令和3年5月19日(水)	○第三次川越市教育振興基本計画について(答申)

VI 意見公募の結果

(1) 募集期間 令和3年4月8日(木)～同年5月7日(金)

(2) 意見数 36件(計画を修正したものは4件)

第三次川越市教育振興基本計画

令和3（2021）年6月

発 行 川越市教育委員会

編 集 川越市教育委員会教育総務部教育総務課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-6074（直通）

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市シンボルマーク